

InfoSphere 利用規約

2026 年 4 月 1 日

NTTPC コミュニケーションズ株式会社

目次

目次	1
第1章 総則	4
第1条 (利用規約の適用)	4
第2条 (利用規約の変更)	4
第3条 (用語の定義)	4
第4条 (サービスの種別)	4
第5条 (サービスの提供区域)	4
第6条 (サービスの提供条件)	4
第7条 (IPアドレスの割り当て)	4
第8条 (当社設備の設置)	5
第9条 (当社設備の管理等)	5
第10条 (当社設備の工事)	5
第11条 (契約者による当社設備の工事)	5
第12条 (第三者への委託)	5
第13条 (他社サービスの利用)	6
第14条 (サービスの終了)	6
第2章 契約者 ID	6
第15条 (契約者情報の登録)	6
第16条 (契約者 ID の付与)	6
第17条 (契約者情報の変更)	7
第18条 (契約者 ID の承継)	7
第19条 (契約者 ID の地位の譲渡)	7
第20条 (契約者 ID の利用停止・廃止)	7
第3章 契約	8
第21条 (契約の単位)	8
第22条 (最低利用期間)	8
第23条 (契約申込)	8
第24条 (保証金)	8
第25条 (契約の成立)	9
第26条 (サービス内容等の変更)	9
第27条 (契約者の地位の承継)	9
第28条 (契約者の地位の譲渡)	9
第29条 (契約者が行う利用契約の解除)	10
第30条 (当社が行う利用契約の解除)	10
第4章 契約者の義務	10
第31条 (利用責任者)	10
第32条 (アカウント及びパスワードの管理)	10
第33条 (提供情報の維持)	10
第34条 (電子メールによる応答義務)	11
第35条 (利用基準の遵守)	11
第36条 (禁止行為)	11
第5章 サービスの制限	12
第37条 (非常時の利用の制限)	12
第38条 (サービスの制限等)	12
第39条 (児童ポルノ画像のブロック/違法・有害情報利用の制限等)	12
第40条 (提供中止)	12
第41条 (利用停止)	13
第42条 (免責)	13
第6章 料金等	13
第43条 (料金)	14
第44条 (料金等の支払義務)	14
第45条 (品質保証制度)	14
第46条 (料金等の計算方法)	14
第47条 (料金等の支払方法)	14
第48条 (割増金)	15
第49条 (延滞損害金)	15

第 50 条	(割増金等の支払方法)	15
第 51 条	(消費税等)	15
第 52 条	(端数処理)	15
第 53 条	(入金案内業務の委託)	15
第 7 章	データ・ソフトウェア等の取り扱い	15
第 54 条	(ソフトウェアの著作権等)	15
第 55 条	(ソフトウェア等の管理)	15
第 56 条	(データの取り扱い)	15
第 57 条	(データの利用)	16
第 58 条	(データの消去)	16
第 8 章	損害賠償	16
第 59 条	(責任の制限)	16
第 60 条	(免責)	16
第 9 章	雑則	16
第 61 条	(注意喚起)	16
第 62 条	(第三者利用)	17
第 63 条	(利用責任)	17
第 64 条	(お客さま情報の保護)	17
第 65 条	(通信の秘密の非開示)	17
第 66 条	(準拠法・管轄裁判所)	17
第 67 条	(分離可能性)	17
別紙 1	(用語の定義)	18
別紙 2	(サービスの種類)	21
別紙 3	(責任分界点)	26
	専用線接続サービス	26
別紙 5	(利用契約解除の申し出期日)	40
ダイレクトコネクト/光アクセス/プラスアクセス	個別規定	41
第 68 条	(端末設備の提供)	41
第 69 条	(端末設備の移転)	41
第 70 条	(端末設備の利用の一時中断)	41
第 71 条	(端末設備の返還等)	41
第 72 条	(CPE 貸与基準)	41
第 73 条	(CPE の引渡し)	41
第 74 条	(保証)	41
第 75 条	(保守)	41
第 76 条	(CPE の使用・保管)	41
第 77 条	(CPE に関する禁止行為)	41
第 78 条	(保守範囲外の有償作業)	42
第 79 条	(契約者の協力義務)	42
第 80 条	(老朽化機器の取扱い)	42
第 81 条	(損害賠償請求)	42
第 82 条	(CPE の滅失・毀損)	42
第 83 条	(CPE の返還)	42
専用線接続サービス	個別規定	43
第 84 条	(契約者)	43
第 85 条	(端末設備の提供)	43
第 86 条	(ネットワークの接続)	43
第 87 条	(IP アドレスの指定)	43
第 88 条	(ルーティング条件の特定)	43
第 89 条	(当社ネットワーク接続装置の設置)	43
第 90 条	(ルータ管理サービスの利用期間)	43
第 91 条	(ネットワーク接続装置の設置場所変更)	44
第 92 条	(ネットワークセンタの変更等)	44
第 93 条	(品質保証制度)	44
第 94 条	(当社設備の故障が生じた場合の措置)	44
第 95 条	(ネットワーク内のコンピュータ、接続装置類の管理)	44
第 96 条	(DDoS 対策サービス)	44
第 97 条	(貸与機器の引き渡し)	46

第 98 条	(貸与機器の保証)	46
第 99 条	(貸与機器の工事)	46
第 100 条	(貸与機器の保守)	46
第 101 条	(貸与機器の滅失)	46
第 102 条	(貸与機器の返却)	46
第 103 条	(ソフトウェアの著作権等)	46
第 104 条	(ソフトウェア等の管理)	47
第 105 条	(本保守サービス範囲外の有償作業)	47
第 106 条	(契約者の協力義務)	47
第 107 条	(サービスの提供地域および提供範囲)	47
第 108 条	(権利の譲渡制限)	47
第 109 条	(サービスの終了)	47
第 110 条	(通信機器の滅失・毀損)	47
第 111 条	(技術的事項)	48
Infosphere IPoE	インターネットサービス 個別規定	49
第 112 条	(本個別規定の適用)	49
第 113 条	(契約者情報の登録)	49
第 114 条	(利用 IP アドレス)	49
第 115 条	(CPE 貸与基準)	49
第 116 条	(端末設備の返還等)	49
第 117 条	(CPE の引渡し)	49
第 118 条	(保証)	49
第 119 条	(保守)	49
第 120 条	(CPE の使用・保管)	49
第 121 条	(CPE に関する禁止行為)	49
第 122 条	(保守範囲外の有償作業)	50
第 123 条	(契約者の協力義務)	50
第 124 条	(老朽化機器の取扱い)	50
第 125 条	(損害賠償請求)	50
第 126 条	(CPE の滅失・毀損)	50
第 127 条	(CPE の返還)	50

第1章 総則

第1条 (利用規約の適用)

NTTPC コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）は、InfoSphere 利用規約（以下「利用規約」といいます。）を定め、この利用規約に基づき InfoSphere（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

- 2 契約者は利用規約を遵守して、本サービスを利用するものとします。
- 3 当社は、利用規約に対して、特定の契約者に対してのみ適用される特約を定めることができるものとします。この場合、特約は、当該契約者に対して利用規約の一部として適用されるものとします。

第2条 (利用規約の変更)

当社は、利用規約及びそれに付随する仕様書その他の文書（以下「利用規約等」といいます。）を変更することができるものとします。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の利用規約等によります。

- 2 利用規約等の変更にあたっては、当社は当該変更の対象となる契約者に対しその内容を別途定める方法で事前に通知又は周知するものとします。ただし、個々の通知あるいは周知を契約者が認知していない場合であっても、変更後の利用規約が適用されるものとします。

第3条 (用語の定義)

別紙1（用語の定義）のとおりとします。

第4条 (サービスの種別)

当社が本サービスにおいて提供する基本サービスは別紙2のとおりとします。

- 2 当社は前項の基本サービスに付随して、オプションサービスを提供します。オプションサービスの種類は、別紙2に定めるとおりとします。
- 3 本サービスの詳細は、別途当社が提示する提供仕様等（以下「サービス仕様」といいます。）によるものとします。

第5条 (サービスの提供区域)

本サービスの利用は、特に定めのない限り日本国内での利用のみを保証し、国外からの利用については、一切保証しません。

- 2 本サービスにおける責任分界点は、別紙3の通りとします。

第6条 (サービスの提供条件)

本サービスにおける基本的な技術事項は、サービス仕様にて定めるとおりとします。

- 2 契約者が、本サービス利用のために使用する電気通信サービス、通信機器、ソフトウェア等は、当社が本サービスの一部として提供するものを除き、契約者の負担と責任で準備するものとします。
- 3 契約者が本サービス利用のために自ら用意する電気通信サービス、通信機器、ソフトウェア等（以下「契約者設備等」といいます。）に異常がある場合その他本サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、当社は契約者に対し、契約者設備等の接続がサービス仕様にて定める技術基準等に適合するかどうかの検査を求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他電気通信事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- 4 当社は、前項の検査結果その他により、契約者設備等が技術基準等に適合していないことが判明した場合その他当社の提供するサービスに支障が生じる恐れがある場合には、契約者に対し当該契約者設備等の利用の中止及び技術基準等への適合その他の対処を求めることができるものとし、契約者はこれに従わなければならないものとします。
- 5 契約者は、本サービスの利用場所で管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置するものとします。

第7条 (IPアドレスの割り当て)

別紙2（サービスの種類）のサービス概要で当社から契約者に IP アドレスを割り当てる旨の定めがあるコースでは、契約者が使用する IP アドレスは当社が指定するものとし、契約者はこれを使用して本サービスを利用するものとします。

- 2 契約者は、前項により指定された IP アドレスを当社の指定する本サービス以外で利用してはならないものとし、利用契約が終了したときはただちに使用を中止するものとします。
- 3 当社は、サービス提供上必要な場合には、指定した IP アドレスの変更が行うことができるものとします。

この場合、当社は契約者に対して、3 ヶ月前までに通知するものとします。

第8条 (当社設備の設置)

当社が本サービスの提供に関して、契約者宅内に当社の通信設備（以下「当社設備」といいます。）を設置することが必須である場合には、契約者はこれに無償で応ずるものとします。

2 前項により設置する当社設備に必要な電力は、契約者が提供するものとし、その費用は契約者が負担するものとします。

第9条 (当社設備の管理等)

契約者は、前条により設置した当社設備を善良な管理者の注意をもって保管するとともに、次のことを遵守するものとします。

(1) 当社設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を接続しないこと、ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、利用基準に定められた内容に従い契約者の管理するコンピュータ、ネットワーク機器その他必要な設備（以下「契約者設備等」といいます。）の接続若しくは保守を行うとき又は当社が認めた場合はこの限りでありません。

(2) 当社が認めた場合を除き、当社設備を改造又は改変し又は当社設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと

(3) 当社設備に直接又は間接的に接続する契約者設備等を適正に管理するものとし、不適正な利用により当社設備に支障を与えないこと

(4) 当社設備を第三者に譲渡し、転貸し、自己若しくは第三者のための担保として提供し又は使用させないこと、また、当社の管理品である旨の標章等を損壊、毀棄、隠匿しないこと

2 契約者は当社設備に故障、滅失又は毀損等が生じたときは、ただちにその旨を当社に通知し、当社の指示に従うものとします。

3 契約者は、当社設備の所有権が当社に帰属していることを了知し、第三者より強制執行その他当社設備に対する当社の所有権を侵害する行為を受け、又は受けるおそれがあるときは、ただちに当該設備が自己の所有に属さないことを主張、証明し、かつただちにその旨当社に通知したうえで、当社の指示に従い対処するものとします。

4 契約者は、利用規約等の規定に違反し、又は契約者の過失により当社設備を亡失し又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払うものとします。

第10条 (当社設備の工事)

当社設備については、当社の責任により契約者宅内の設置及び撤去等の工事を行います。ただし、当社が指定した機種に関する工事又は契約者が請求し、当社が書面、もしくはその他当社が定める方法により承諾した場合は、次条の定めに従い、契約者が実施するものとします。

2 当社は、契約者から請求があったときは、当社設備の移転を行います。なお、移転に係る費用は契約者の負担とします。

3 当社は、契約者から請求があったときは、当社設備の利用の一時中断（その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。なお、一時中断及び再開に係る費用は契約者の負担とします。

4 当社は、利用契約の終了、本サービスの提供仕様の変更、設備の老朽化その他当社が必要と判断した場合には、当社設備を撤去又は更改することができるものとし、契約者はこの撤去又は更改の工事に協力するものとします。

第11条 (契約者による当社設備の工事)

第10条（当社設備の工事）第1項ただし書きにより、契約者が当社設備の設置及び撤去等の工事をする場合は、当社の定める技術基準、作業手順に従って、これを行うものとします。

2 前項により契約者が当社設備を撤去した場合は、契約者は、当社設備を通常の損耗を除き契約者の負担により原状に復したうえで、当社が指定する期限までに当社が指定する場所に契約者の負担により送付することにより当社へ返還するものとします。

3 前項で定める期限までに端末設備が返還されない場合、当社は、契約者に対し、違約金として当社が別途指定する当該端末設備の購入代金に相当する額を請求することができるものとします。

第12条 (第三者への委託)

当社は、本サービスを提供するにあたり、本サービスの運営（申込受付、提供終了後等の契約上、契約外の手続を含む）にかかわる業務を当社の指定する第三者に委託することができるものとします。

2 当社は、前項の規定により委託する委託先に対し、本サービスの運営上必要な範囲に限り、契約者、利用者その他本サービスに関係する者の情報を開示します。

第13条 (他社サービスの利用)

当社は、本サービスの提供に、他社が提供するサービス、アプリケーション等（以下「他社サービス」といいます。）を利用することができるものとします。

2 前項の利用にあたり、契約者と他社サービスの提供事業者の間で利用許諾等の契約締結が必要な場合には、当社が他社サービス及びその契約条件等を明らかにすることにより、契約者は契約申込時に当該利用条件等を承諾し、当該契約が締結されたものとみなします。

3 契約者は、当社が他社サービスの提供事業者から請求があったときに契約者の氏名、住所その他請求された事項等の契約者の情報を他社サービスの利用に必要な範囲で提供事業者へ通知する必要があることについて承諾するものとします。開示先での契約者の情報の取り扱い、他社サービスの提供事業者が定めるとおりとします。

4 契約者は、当社が料金等の費用の適用又はサービスの提供に当たり必要があるときは、他社サービスの提供事業者から必要な契約者の情報の提供を受けることについて承諾するものとします。

第14条 (サービスの終了)

当社は、本サービスの一部若しくは全部を終了し、又は本サービスの提供仕様、技術要項等（契約者に対して非開示の内容を含む）を変更することができるものとします。

2 当社は、基本サービスの重要な変更又は終了のときは、書面その他の方法をもって該当する基本サービスの契約者に対し、変更又は終了する 3 ヶ月前までに通知します。

3 当社は、オプションサービスの重要な変更又は終了のときは、書面その他の方法をもって該当するオプションサービスの契約者に対し、変更又は終了する 2 ヶ月前までに通知します。

4 当社は、前 2 項に定める場合以外の本サービスの変更を行う場合には、該当する本サービスの契約者に対し、事前に当社の定める方法により通知又は周知します。ただし、契約者に開示されていない提供仕様、技術要項等の変更については、通知又は周知を行わないことができるものとします。

5 前 3 項にかかわらず、本サービスの提供に必要な他社のサービスの提供終了又は仕様変更等により、本サービスの変更又は終了をする場合は、当社がその事実を知った時からすみやかに契約者に通知するものとします。

6 当社は、第 2 条（利用規約の変更）に基づき行った利用規約等の変更又は本条に基づき行った本サービスの変更・終了により、本サービスのために契約者が使用する電気通信サービス、通信機器等の変更、改造や契約者による利用方法の変更等のために要する費用は契約者の負担とし、これにより契約者が何らかの損害を被った場合も当社は責任を負いません。

第 2 章 契約者 ID

第15条 (契約者情報の登録)

本サービスの申込（以下「利用申込」といいます。）をしようとする者（以下「申込者」といいます。）は、本サービスの利用申込にあたり、利用規約を承諾のうえ、本サービスの利用に必要な情報（以下「契約者情報」といいます。）の当社への登録が必要となる場合があります。なお、各サービスメニュー毎の契約者情報の登録の要否はサービス規定に定めるものとします。

2 当社は、前項の登録において、申込者に対し、登録内容の確認のため、資料提出を求めることができるものとします。

3 契約者（申込者を含む、以下同じ）は、利用申込、サービス利用その他により当社に提供される情報が正確であることが、本サービスの申込、利用の継続及び提供契約の継続のための必須の要件であること、これに対する違反は、本サービスの申込の承諾及び継続的に利用できるか否かにかかわる重大な要件であることを了知することとします。

4 契約者は、登録時、契約申込時、サービス利用時その他当社に提出する資料その他で個人情報が含まれる場合、当社に個人情報を提供することについて本人に同意を得るものとします。

第16条 (契約者 ID の付与)

第 15 条（契約者情報の登録）により申込者が契約者情報を登録することにより、当社は、申込者に対して 1 つの契約者 ID 及びパスワードを定めます。申込者は契約者 ID が付与された時点で契約者となります。

2 当社は、次の場合には契約者 ID を付与しない、又は契約者 ID の付与を取消することができるものとします。

- (1) 申込者が過去に当社の提供するサービスにおいて、規約等に違反する行為を行ったことがあるとき
- (2) 契約者情報に虚偽を登録したとき
- (3) 当社の書面等による許可なく複数の契約者 ID を利用したとき、又は当社が複数の契約者 ID の利用の許可を取り消したとき
- (4) 前条第 2 項その他本利用規約に定める当社からの資料提出依頼を拒否したとき

- (5) 申込者が未成年その他制限行為能力者であって保護者の同意を得ていないとき
(6) 前各号のほか、当社の業務遂行上支障があるとき
3 当社が契約者 ID を付与しない又は取消をする場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。ただし、当該通知が申込者に到達しない場合でも、不付与又は取消は有効なものであるものとします。

第17条 (契約者情報の変更)

契約者は、契約者情報に変更があったときは、すみやかに登録変更手続きをするものとします。なお、登録内容が変更された場合は、当社は変更された内容を証明する書類の提出を求めることができるものとし、契約者はこれに従うものとします。

- 2 前項により契約者情報に変更された場合には、当該契約者 ID により締結された本サービス利用契約（以下「利用契約」といいます。）における契約者の情報もすべて変更されるものとします。
3 契約者が前項に定める登録変更手続きを行わなかったことによる不利益に関して、当社は責任を負いません。

第18条 (契約者 ID の承継)

契約者である法人が合併又は会社分割、営業譲渡などにより権利主体が変更になった場合、又は個人が死亡した場合は、契約者 ID の承継人（又は相続人、以下同じ）はその旨をただちに当社に書面で通知するものとします。当社が承継を承諾しない場合、当社はその通知受領後 14 日以内に、当該契約者 ID の利用を停止し、その旨を当該契約者 ID の承継人に通知します。当社が停止しなかった場合、契約者 ID の承継人は当該契約者 ID 及びそれに紐づく利用契約に係る一切の権利・義務を承継するものとします。

- 2 前項の場合、法律上地位を承継できる者が2人以上あるときは、当社は、前項の規定による契約者 ID の承継人の通知があるまでの間、その地位を承継できる者のうち1人を契約者 ID の承継人とみなして、契約者として取り扱うものとします。

第19条 (契約者 ID の地位の譲渡)

契約者は、契約者 ID を譲渡する場合には、当社の定める方法により、譲り受けるもの（以下「契約者 ID の譲受者」といいます。）と共に当社に申し込むものとします。

- 2 当社は、前項の譲渡申込にあたり、契約者及び契約者 ID の譲受者の本人確認のために資料提出を求めることができるものとし、契約者はこれに従うものとします。
3 契約者 ID の譲渡にあたっては、当社に、別紙 4（料金表）に定める手数料を支払うものとします。
4 当社が、譲渡申込を承諾した場合には、契約者 ID の譲渡承諾日を当社所定の方法で、譲受者に通知します。
5 当社が、譲渡申込を承諾した場合は、当該契約者 ID に紐づいている利用契約も契約者 ID の譲受者に譲渡されるものとし、契約者 ID の譲受者は、契約者が当社に負っている利用契約に基づく一切の債務を継承するものとします。
6 当社は、契約者 ID の譲受者が第 16 条（契約者 ID の付与）第 2 項各号に該当する場合若しくは利用契約が第 41 条（利用停止）に該当し、提供停止となっている場合には、譲渡申込を拒否することができるものとします。
7 契約者 ID、利用契約から生じる契約上の地位を、本条その他利用規約等に定めるほか、当社の承諾なく、他に譲渡、賃貸、質入れ等の行為をすることができません。

第20条 (契約者 ID の利用停止・廃止)

契約者は、当社所定の申し込みにより契約者 ID を停止することができるものとします。

- 2 当社は、契約者に次に掲げる事由があるときは、契約者に通知することなく、契約者 ID の利用を停止することができるものとします。

- (1) 利用契約上の債務を履行しなかったとき
- (2) 第 4 章契約者の義務の規定その他利用規約等に定める契約者の義務に違反したとき
- (3) 利用契約上の債務の履行を怠ると考えられる明白な理由があるとき
- (4) 契約者と料金支払者が異なる場合において、料金支払者より料金の支払停止の通告があり、契約者がそれに替わる料金支払方法を当社の定める期間内に届け出ないとき
- (5) 収納代行会社又は金融機関等により契約者が指定した指定口座等が使用することができなくなったとき
- (6) 契約者と料金支払者が異なる場合で、料金支払者より料金の支払停止の通告があったとき
- (7) 当社が提供する他のサービスで利用規約違反があったとき
- (8) 当社に対する金銭債務に関し、当社の催促にもかかわらず支払いがないとき
- (9) その他、当社が不適切と判断するとき

- 3 契約者 ID が利用停止となり、相当期間その停止原因が解消されない場合には、当社は、契約者に通知することなく、契約者 ID を廃止することができるものとします。

- 4 本条の規定により契約者 ID を停止又は廃止したときは、当社は契約者に対し契約者が届け出た連絡先電子メールアドレス（以下「連絡先メールアドレス」といいます。）にその旨を通知します。ただし、本通知が

契約者に到達しない場合でも本条の措置に何ら影響を与えないものとします。

5 本条の規定により契約者 ID を停止又は廃止したことにより契約者に損害が発生しても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第3章 契約

第21条 (契約の単位)

本サービスは、一つの基本サービス毎に一つの本サービスの提供に関する契約(以下「利用契約」といいます。)を締結するものとします。

第22条 (最低利用期間)

本サービスの最低利用期間は、当社が契約者に対し本サービスの提供を開始した日(以下「利用開始日」といいます。)から起算し、その期間は別紙4(料金表)に記載のとおりとします。

2 当社はキャンペーン等により第1項に定める期間とは異なる最低利用期間を定めることができるものとします。キャンペーン等での特典適用の場合の最低利用期間は、該当キャンペーンサイト等、当社が特典内容を公開する媒体への記載のとおりとします。

3 最低利用期間が経過する前に契約者が利用契約を解除したとき、その他契約者の責により利用契約が終了した場合には、最低利用期間の残存期間に対応する本サービスに係る料金の全額を当社が指定した期日に一括して支払うものとします。ただし、2022年7月1日以降に成立する利用契約であって、当該利用契約が法人契約(電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第22条の2の3第6項に定める契約をいう)に該当しないものであるときは、本項に定める支払いを要しないものとします。また、当社は、本項に定める支払いを要する場合であっても、その事情を勘案し、支払額の一部若しくは全部の免除、又は支払期限の延期をすることができるものとします。

第23条 (契約申込)

申込者は、利用規約等を承諾のうえ、当社が定める利用申込方法により申込むものとします。

2 契約者(申込者を含む、以下本条において同じ)は、利用申込、サービス利用その他により当社に提供される情報が正確であることが、本サービスの申込、利用の継続及び利用契約の継続のための必須の要件であること、これに対する違反は、本サービスの申込の承諾及び継続的に利用できるか否かにかかわる重大な要件であることを了知することとします。

3 契約者は、利用申込時、サービス利用時その他により当社に提供される情報に個人情報が含まれる場合は、当社に個人情報を提供することについて本人に同意を得るものとします。

4 当社は、申込者に対し、利用申込の内容を確認するため、資料提出を求めることができるものとし、申込者はこれに従うものとします。なお、当社は申込内容の確認ができるまで本サービスの提供を行わず、又は提供を停止することができるものとします。

5 契約者は、本サービスの提供に必要な範囲で、当社が委託先等に契約者の情報を提供することを承諾するものとします。

6 当社は、当社の審査基準に従い、利用申込内容を審査します。

第24条 (保証金)

当社は、第23条(契約申込)第6項に定める審査結果により、保証金を申込者が当社に預け入れることを条件に、利用申込を承諾することができるものとします。なお、保証金の額は、申込者に対する当社の債権総額(将来発生することが合理的に見込まれる額を含む)に基づき、当社が算定することができるものとします。

2 前項の場合、申込者は、当社の指定する期日までに、保証金を当社の指定する方法により預け入れるものとします。申込者が、保証金の預け入れを行わなかった場合には、利用契約は成立しなかったものとみなします。

3 当社は、利用契約が終了した場合、保証金を契約終了後3ヵ月以内に、契約者に利息を付けることなく返還します。

4 当社は、契約者に対し本サービスに関する債権の回収が困難と判断した場合、ただちに保証金を任意に処分し、その代金を任意の順序及び方法により当該契約者の債務の弁済に充当します。当社は、充当を行った場合、ただちに契約者にその旨を通知します。

5 契約者は、前項に定める保証金が債務の弁済に充当された場合、当社の定める期日までに、充当に要した保証金に相当する額を新たな保証金として預け入れるものとします。

6 契約者は、保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又は担保の用に供してはならず、その他一切の処分をすることができないものとします。

7 契約者は、保証金の支払いをもって本サービスに関する債務の支払いを免れることはできないものとします。また、契約者は、保証金の返還請求権をもって本サービスに関するいかなる債務とも相殺を主張できないものとします。

- 8 当社は、第 4 項に定める場合以外、保証金を処分致しません。
- 9 本条の規定は、契約者が利用契約上の債務の履行を怠ると考えられる明白な理由があるときにも適用することができるものとします。

第25条 (契約の成立)

当社が利用開始日その他申込の承諾に関する通知を発信した時点で利用契約は成立します。

2 利用申込に係る本サービスの提供は、原則として申込を受け付けた順に行います。ただし、当社に相当な事由がある場合には、その順序を変更することができるものとします。

3 当社は、次の場合には利用申込を拒否できるものとし、オンラインサインアップによる利用申込では、契約の承諾を取り消すことができるものとします。

(1) 申込者が第 41 条 (利用停止) 第 1 項又は第 2 項のいずれかに該当するとき、又はそのおそれがあるとき

(2) 申込者が過去に第 41 条 (利用停止) 第 1 項又は第 2 項のいずれかに該当したとき、又は、当社の提供する他のサービスで同様の行為を行ったことがあるとき

(3) 申込者が利用申込書に虚偽の事実を記載したとき (記載された連絡先への通知が未達となる時を含む)、又は申込内容を確認するための資料が提出されないなど申込内容の確認ができないとき、その他申込者の意思を確認できないとき

(4) 申込者が指定した支払方法が金融機関等による利用の差し止めなどにより利用できなかったとき

(5) 申込者が未成年その他制限行為能力者であって保護者の同意を得ていないとき

(6) 第 23 条 (契約申込) 第 6 項に定める審査の結果、当社の定める審査基準を満たさないとき

(7) 前各号のほか、技術的に困難なとき又は保守することが困難である等当社の業務遂行上支障があるとき

4 当社が申込を拒否し、又は承諾を取り消した場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。ただし、当該通知が申込者に到達しない場合でも、利用契約は成立せず、また取消は有効なものであるものとします。

第26条 (サービス内容等の変更)

契約者が、本サービスの内容の変更を希望する場合は、当社が別途定める方法により変更を申込みものとします。なお、変更可能な本サービス内容の範囲は、当社が指定する範囲とします。また、変更申し込みにあつては、第 23 条 (契約申込) の規定を準用します。

2 当社は、申込者に対し、申込内容の確認のため、資料の提出を求めることができるものとし、契約者はこれに従うものとします。

3 第 1 項の申込を承諾した場合は、当社は契約者に対しその旨を通知します。

4 第 1 項の申込があった場合に、当社の定める審査基準を満たさない、又は技術的に困難なとき又は保守することが困難である等当社の業務遂行上支障があるときは、当社は申込を承諾しないことができるものとします。この場合は契約者にその旨を通知します。

第27条 (契約者の地位の承継)

契約者である法人が合併又は会社分割などにより、契約者の地位の承継が行われた場合、又は契約者である個人が死亡した場合は、承継人 (又は相続人、以下同じ) はその旨をただちに当社に書面で通知するものとします。当社が承継を承諾しない場合、当社はその通知受領後 30 日以内に、当該承継人に書面による通知をすることにより利用契約を解除することができるものとします。当該期日までに当社が解除しなかった場合、承継人は利用契約に基づく一切の債務を承継するものとします。

2 前項の場合、法律上地位を承継できる者が 2 人以上あるときは、当社は、前項の規定による承継人の通知があるまでの間、その地位を承継できる者のうち 1 人を承継人とみなして、契約者として取り扱うものとします。

第28条 (契約者の地位の譲渡)

契約者は、利用契約を譲渡する場合には、当社の定める方法により、譲り受けるもの (以下「譲受者」といいます。) と共に当社に申込みものとします。

2 当社は、前項の譲渡申込にあたり、契約者及び譲受者の本人確認のために資料の提出を求めることができるものとし、契約者はこれに従うものとします。

3 契約譲渡にあたっては、当社に、別紙 (料金表) に定める手数料を支払うものとします。

4 当社が、譲渡申込を承諾した場合には、契約譲渡承諾日を当社所定の方法で、譲受者に通知します。

5 当社が、譲渡申込を承諾した場合は、譲受者は、契約者が有している利用契約に基づく一切の権利及び義務を承継するものとします。

6 当社は、譲受者が第 25 条 (契約の成立) 第 3 項各号に該当する場合には、譲渡申込を拒否することができるものとします。

7 利用契約から生じる契約上の地位の一部又は全部を、本条その他利用規約等に定める場合を除き、当社の承諾なく、他に譲渡、賃貸、質入れ等の行為をすることができません。

第29条 (契約者が行う利用契約の解除)

契約者が利用契約を解除するときは、別紙5(利用契約解除の申し出期日)に定めた期日までに解除の旨及び解除するサービスなどを当社が別途定める方法により通知するものとします。この場合に、通知があった日が当該通知で解除日とされた日を基準とした期日が別紙5(利用契約解除の申し出期日)に定めた期日を超えていた場合は、当該通知で解除日とされた日の翌月末を解除日とします。

2 前項の規定は、第22条(最低利用期間)により定められた期間を満了していない場合は、最低利用期間経過後の月末とする、若しくは違約金を請求します。

第30条 (当社が行う利用契約の解除)

当社は、次に挙げる事由があるときは、事前に催告・通知することなく、ただちに、利用契約を解除することができるものとします。

(1) 第41条(利用停止)第1項及び第2項に基づき当社が本サービスの提供を停止した場合、停止の日から14日以内に停止の原因となった事由が解消されないとき

(2) 第41条(利用停止)第1項各号のいずれかの事由があり、本サービスの提供に著しく支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

(3) 契約者が指定した支払方法が金融機関等による利用の差し止めなどにより利用できなくなり、それに替わる料金支払方法を当社の定める期間内に届け出ないとき

(4) 契約者と料金支払者が異なる場合で、料金支払者より、料金の支払停止の通告があり、契約者がそれに替わる料金支払方法を当社の定める期間内に届け出ないとき

(5) 利用契約上の債務の履行を怠ると考えられる明白な理由があるとき

(6) 当社が提供する他のサービスで、利用規約違反により契約を解除されたとき

2 前項の規定により利用契約を解除したときは、当社は契約者に対し契約者が届け出た連絡先の電子メールアドレス(以下「連絡先メールアドレス」といいます。)に解除した旨を通知します。ただし、本通知が契約者に到達しない場合でも本条の措置に何ら影響を与えないものとします。

3 事由の如何を問わず、利用契約の終了時における提供サービス利用中に係る契約者の一切の債務は、利用契約の終了後でもその債務が履行されるまで消滅しません。

第4章 契約者の義務

第31条 (利用責任者)

本サービスの利用にあたり、契約者はあらかじめ利用責任者を選任し、その連絡先(住所、電話番号及び連絡先メールアドレスその他当社が指定する事項)を当社の指定する方法で届け出るものとします。利用責任者が交代したとき、又は連絡先に変更があった場合はただちに当社の指定する方法で届け出るものとします。届け出されていない、又は届出内容が誤っている等により、当社が契約者と連絡が取れないことによって引き起こされる損害に対して、当社は責任を負いません。

2. 当社は、当社から契約者に対する通知を利用責任者に対して行うことができるものとし、利用責任者に行った通知は、契約者に通知したものとみなします。

3. 前項のほか、利用責任者は当社との連絡、協議の任にあたるとともに、利用規約等に基づく本サービスの利用適正化を図るものとします。

第32条 (アカウント及びパスワードの管理)

契約者は本サービスにて提供されるアカウント(若しくはネットワークID)及びパスワードを厳重に管理するものとし、これらの不正使用により当社あるいは第三者に損害を与えることのないように万全の措置を講じるものとします。

2 付与されたアカウント(ネットワークID、ユーザID等を含む)及びパスワードを用いて行われる申込、届出、サービスの利用は、契約者又は契約者から正当に権限を付与されたものによるものと推定し、不正アクセスによる場合を除き、契約者が行った行為とみなします。

3 契約者は、アカウント及びパスワードが第三者によって不正に使用されたことが判明した場合には、ただちに当社にその旨を連絡するものとします。

4 当社は、アカウント(若しくはネットワークID)及びパスワードの漏洩、不正使用などから生じたいかなる損害についても、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、責任を負いません。

5 当社は、アカウント(若しくはネットワークID)及びパスワードの漏洩等により、不正使用が発生し、また発生するおそれがある場合は、強制的にパスワードを変更することができるものとします。パスワードを変更したときは、当社は契約者に対しその旨を通知します。

第33条 (提供情報の維持)

契約者は、本サービス利用のために当社に提供したすべての情報を正確かつ最新のものに保つものとします。

第34条 (電子メールによる応答義務)

契約者は、常に当社からの電子メールが、連絡先メールアドレスに確実に到達しうるようにし、当社から依頼のあった場合には、それに対して遅滞なく応答をおこなうこととします。

2 当社は、契約者に対し、有益と思われるサービスやビジネスパートナーの商品・サービス等の情報を電子メールで送信することができるものとします。

第35条 (利用基準の遵守)

契約者は、利用規約等に定める技術的条件その他の利用方法（以下「利用基準」といいます。）を遵守して、本サービスを利用するものとします。

第36条 (禁止行為)

契約者は、本サービスの利用にあたり、次の行為を行わないものとします。

- (1) 法令に違反する、又はそのおそれのある行為、あるいはそれに類似する行為
 - (2) 当社あるいは第三者を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉、信用、プライバシー等の人格的権利を侵害する行為、又はそのおそれのある行為
 - (3) 個人情報その他第三者に関する情報を偽りその他不正な手段を用い収集、取得する行為、あるいはそれに類似する行為
 - (4) 個人情報を本人の同意なく違法に第三者に開示、提供する行為、又はそれに類似する行為。
 - (5) 当社あるいは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、又はそのおそれのある行為。
 - (6) 当社あるいは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、又はそのおそれのある行為。
 - (7) 犯罪行為、犯罪行為をそそのかしたり容易にさせる行為、又はそれらのおそれのある行為。
 - (8) 虚偽の情報を意図的に提供する行為、あるいはそれに類似する行為
 - (9) 公職選挙法に違反する行為、又はそのおそれのある行為
 - (10) 無限連鎖講（「ねずみ講」）あるいはそれに類似する行為、又はこれを勧誘する行為
 - (11) わいせつ、児童売春、児童ポルノ、児童虐待にあたるコンテンツを発信、記録、保存する行為、及び児童の保護等に関する法律に違反する行為、あるいはそれに類似する行為
 - (12) 風俗営業等の規制及び適正化に関する法律が規定する映像送信型性風俗特殊営業、あるいはそれに類似する行為
 - (13) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律が規定するインターネット異性紹介事業、あるいはそれに類似する行為
 - (14) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、若しくは結びつくおそれの高い行為、未承認若しくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、又はインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為、及びそれに類似する行為
 - (15) 当社の本サービスの提供を妨害する行為、あるいはそのおそれのある行為
 - (16) 第三者の通信に支障を与える方法あるいは態様で本サービスを利用する行為、あるいはそのおそれのある行為
 - (17) 当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に不正にアクセスする行為、クラッキング行為、アタック行為、及び当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に支障を与える方法あるいは態様で本サービスを利用する行為、及びそれらの行為を促進する情報掲載等の行為、あるいはそれに類似する行為
 - (18) 無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘の電子メール（特定電子メールを含むがそれに限定されない）を送信する行為。又は第三者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのある電子メール（「嫌がらせメール」、「迷惑メール」）を送信する行為、及びそれに類似する行為
 - (19) コンピュータウイルス等他人の業務を妨害するあるいはそのおそれのあるコンピュータ・プログラムを本サービスに利用して使用したり、第三者に提供する行為、あるいはそのおそれのある行為
 - (20) 第三者の通信環境を無断で国際電話あるいは有料サービス等の高額な通信サービスの利用に変更する行為、及び設定を変更させるコンピュータ・プログラムを配布する行為
 - (21) 本サービスからアクセス可能な第三者の情報を改竄し、又は消去する行為
 - (22) 他人の ID あるいはパスワードを不正に使用する行為、あるいはそれに類似する行為
 - (23) その他、他人の法的利益を侵害したり、公序良俗に反する方法あるいは態様で本サービスを利用する行為
- 2 前項に規定する行為には、当該行為を行っているサイトへリンクを張る等、当該行為を誘引する、又は結果として同等となる行為を含みます。

3 第1項第12号及び第13号については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律又はインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の定めに従い、適正に事業運営されていることを、当社が確認できたものについては、第1項の規定適用から除外し、特別に本サービスの利用を認める場合があります。ただし、その後、第1項で定める禁止行為を行った場合や不適正な事業運営であると当社が判断した場合は、第41条（利用停止）に定めるサービスの提供の停止を含む措置を行うことができるものとします。

4 契約者が第1項で規定する禁止行為に該当する行為を行っているとき当社で判断した場合、当社は、第41条（利用停止）に定める措置を行うほか、契約者の違反行為に対しての苦情対応に要した稼働等の費用、及び当社が契約者の違反行為により被る損害費用等を契約者に請求することができるものとします。

第5章 サービスの制限

第37条（非常時の利用の制限）

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本サービスを制限し、又は提供を中止することができるものとします。

第38条（サービスの制限等）

当社は、第37条（非常時の利用の制限）の規定による場合のほか、大量の通信の発生が予測される時、又は本サービスの品質が当社の定める基準を下回ったときには、通信速度の制限を行うなど合理的な範囲で本サービスの利用を制限することができるものとします。

2 当社は、特定の利用契約における一定期間内の通信量が当社の定める基準を超えるときは、その通信を制限し、又は切断することができるものとします。

3 当社は、利用者間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するために、動画再生、ファイル転送その他帯域を継続的かつ大量に占有する通信に対して通信速度を制限するなど本サービスの利用を制限することができるものとします。

4 専用線接続サービスにおいては、第1項から第3項で規定するそれぞれの利用の制限は適用しないものとします。

5 当社は、本サービスの利用に伴い契約者が当社の設備に記録、管理する情報（以下「契約者管理データ等」といいます。）が、当社の定める所定の基準を超えた場合は、契約者に対し、何らの通知なく、契約者管理データ等を削除し、又は契約者管理データ等の利用を停止することができるものとします。

6 当社は、当社の設備に不正アクセス、クラッキング、アタック等の行為が行われていると疑われるときには、当該行為の発信元、経由地など関連すると推定される特定のIPアドレス、国・地域等からのアクセスを制限し、又は一時的利用を中止することができるものとします。

7 当社は、本条に規定するサービスの制限等のため、契約者の本サービスの利用に関する情報（契約者が登録した情報、管理する情報及び当社の設備に対するアクセス状況を含みます。）の収集、分析及び蓄積を行うことができるものとします。

第39条（児童ポルノ画像のブロック/違法・有害情報利用の制限等）

当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、当社又は児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像及び映像について、事前に通知することなく、契約者の接続先サイト等を把握した上で、当該画像及び映像を閲覧できない状況に置くことができるものとします。

2 当社は、前項の措置に伴い必要な限度で、当該画像及び映像の流通と直接関係のない情報についても、閲覧できない状態に置くことができるものとします。

3 当社は、アクセスしただけでマルウェア（不正かつ有害な動作を行う、悪意を持ったソフトウェア）に感染させる可能性の高いウェブサイト（以下「マルウェア配布サイト」といいます。）に関して、当社設備で必要な範囲で通信（アクセス先IPアドレス又はURL又は宛先FQDN）を検知し、当社が指定する悪性サイトリスト作成管理団体から提供される悪性サイトリストに基づき、（コンピュータ通信網サービス）契約者がアクセスしようとするウェブサイトが、マルウェア配布サイトである場合には、その接続要求に対して、その通信を一時停止し、注意喚起を行うため、当該通信の制限をすることがあります。ただし、当該制限等は、契約者が当社所定の手続により設定変更を申し出た場合は中止できるものとします。

4 当社は、外部から侵入して乗っ取ったコンピュータを多数利用したサイバー攻撃により、コンピュータ群に指令を送って制御するサーバコンピュータ（以下「C&Cサーバ等」といいます。）へのアクセスに係る通信に関して、当社設備で必要な範囲で通信（アクセス先IPアドレス又はURL又は宛先FQDN）を検知し、当社が指定するC&Cサーバ等リスト作成管理団体から提供されるC&Cサーバ等リストに基づき、（コンピュータ通信網サービス）契約者が、インターネット上のサーバに対するアクセス要求をした際に、C&Cサーバ等とアクセスしようとする場合には、そのアクセスを遮断し、当該通信の制限をすることができるものとします。

5 本条の規定は、当社が児童ポルノに係る情報、不正利用、サイバー攻撃等を完全に遮断することを意味するものではありません。

第40条（提供中止）

当社は、次の場合には、本サービスの一部又は全部の提供を中止することができるものとします。

(1) 当社の設備の保守又は工事のためやむを得ないとき

- (2) 当社又は他の電気通信事業者の設備の障害等の発生又はその防止のためにやむを得ないとき
(3) 当社の設備に不正アクセス、クラッキング、アタック等の行為があったとき、又は、これらの行為が行われていると疑われるとき。
- 2 本サービスの提供を中止するときは、当社は契約者にその旨を別途定める方法で事前に通知又は周知します。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。

第41条 (利用停止)

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの全部又は一部の利用を停止することができるものとします。

- (1) 利用契約上の債務を履行しなかったとき
- (2) 第4章契約者の義務の規定その他利用規約等に定める契約者の義務に違反したとき
- (3) 当社が提供するサービスの利用に関し、直接又は間接に当社又は第三者に対し過大な負荷又は重大な支障（設備やデータ等の損壊を含むがそれに限定されない）を与えたとき
- (4) 契約者設備等に異常がある場合その他本サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない契約者設備等を取りはずさなかったとき
- (5) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律に関する申告があり、その申告が妥当であると当社が判断する相当の理由があるとき
- (6) 収納代行会社又は金融機関等により契約者が指定したクレジットカード、指定口座等が使用することができなくなったとき
- (7) 契約者と料金支払者が異なる場合において、料金支払者より料金の支払停止の通告があり、契約者がそれに替わる料金支払方法を当社の定める期間内に届け出ないとき
- (8) 当社が提供する他のサービスにて、利用規約違反があったとき
- (9) 当社に対する金銭債務に関し、当社の催促にもかかわらず支払いがないとき
- (10) 利用契約上の債務の履行を怠ると考えられる明白な理由があるとき
- (11) その他、当社が不適切と判断するとき

2 当社は、契約者が次の各号に該当する行為をおこなったとき、次の各号に定める措置を行うことができるものとし、また、当該行為を繰り返すときは、契約者に事前に通知の上、本サービスの全部又は一部の利用を停止することができるものとします。

- (1) 電子メールを一時に大量に送信することで、直接又は間接に当社が提供するサービスの円滑な提供に支障が生じ、またそのおそれがあると認められる場合又は第三者の電子メール通信に著しく支障を生じるおそれがある場合は、当該支障を防止するために必要な範囲内において、電子メールの送信を規制する措置を講ずることができるものとします。
- (2) 契約者のネットワーク内に多数のコンピュータや大量のアクセスがあるサーバーを設置したり、ファイル転送等の帯域を継続的かつ大量に占有するプログラムを常時起動して使用するなどして、本サービスで提供する通信帯域又は通信設備を当該契約者だけで一定割合以上占有してしまうような大量の通信を継続的に発生させ、他の契約者の通信に支障を生じさせる場合は、当該支障を防止するために必要な範囲内において、通信速度を規制する措置を講ずることができるものとします。
- (3) 当社のネームサーバー（DNS）に対し、コンピュータ又は通信機器などから名前解決の問い合わせを行う場合において、単位時間あたりの統計的平均的な利用を著しく超えた問い合わせ（query）を送信し、当社のネームサーバー（DNS）に負荷や支障を与え、ネームサービスの円滑な提供に支障が生じていると認められる場合は、当該契約者からの送信されるすべての問い合わせ（query）に回答しない措置を当社のネームサーバー（DNS）に講ずることができるものとします。

3 第1項及び第2項による本サービスの提供の停止又は制限の解除には、数日要する必要があることを契約者は、あらかじめ承諾するものとします。

4 当社は、契約者が第1項及び第2項各号に該当したときは、第1項及び第2項の措置に加え、契約者管理データ等を削除し、又は契約者管理データ等の利用を停止することができるものとします。

5 当社は、本条の規定による措置を行ったときは、契約者に対してその旨を連絡先メールアドレスに通知するものとします。ただし、本通知が契約者に到達しない場合でも本条の措置に何ら影響を与えないものとします。

第42条 (免責)

当社は、本章に定めるサービスの制限の実施について、他に定めがある場合を除き、契約者に対し責任を負いません。

第6章 料金等

第43条 (料金)

本サービスの料金及び利用契約上の手続きに関する手数料（以下併せて「料金」といいます。）は、別紙4（料金表）のとおりとします。

2 当社は、キャンペーン等の特典として、一時的に料金等を変更することができるものとします。キャンペーン等での特典適用の条件は、該当キャンペーンサイト等、当社が特典内容を公開する媒体への記載のとおりとします。

第44条 (料金等の支払義務)

契約者は第43条（料金）に定める料金を支払う義務を負います。

2 初期費用は、利用開始の有無に係わらず、利用契約が成立又は利用契約上の手続きをした時点で、支払義務が発生します。

3 月額料金は、利用開始日から利用契約の終了日までの期間について、支払義務が発生します。

4 第41条（利用停止）の規定により本サービスの提供が停止された場合であっても本サービスの料金の算出については、当該サービスの提供があったものとみなします。また、当社は既に支払われた本サービスの料金等を一切払い戻す義務を負いません。

5 第41条（利用停止）の規定以外の事由により本サービスの提供が中止された場合であっても、本サービスを全く利用できない状態（全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下本条において同じ）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときには、そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのサービスについての料金は、支払を要しません。

6 第25条（契約の成立）第3項の規定により、当社が契約の承諾を取り消した場合であっても、その取り消しまでの期間における契約が成立した場合と同額の損害金を、当社は利用申込者に対して請求できるものとします。損害金の請求の手続は料金等の請求の手続と同様とします。

7 契約者の申請を当社が承諾し、利用規約等に定める範囲外の作業を行った場合、契約者は当社の請求する特別料金を支払うものとします。当社は当該作業について特別料金が必要となる場合は、契約者に対してその旨を事前に通知します。

第45条 (品質保証制度)

当社は、別紙4（料金表）に定めるサービスについて、品質保証制度を適用するものとします。なお、保証基準及び減額内容は別紙「品質保証と計算方法」に定めるものとします。

2 品質保証制度は、第5章サービスの制限の規定に該当する事由がある場合、第44条（料金等の支払義務）第5項に該当し料金支払義務が免除された期間には、適用しないものとします。

3 契約者が本条に定める品質保証制度による減額の適用を受けるためには、当社の別途定める方法により、別紙「品質保証と計算方法」に定める基準日から10営業日までに申告するものとし、この期間を経過した場合には、品質保証制度の適用を受けることができないものとします。

第46条 (料金等の計算方法)

料金等の計算は、次の各号の場合を除き、毎月、暦月に従って計算する料金の額とします。

(1) 利用開始月の料金の額は、サービスの料金表のとおりとします。

(2) 契約の解除日（最低利用期間を経過する前に解除があった場合を除きます。）、及び当該月の料金の額は、各サービスの料金表のとおりとします。

(3) 年一括払い料金の場合は、各サービスの料金表のとおりとします。

第47条 (料金等の支払方法)

契約者は、料金等を次の各号の中から契約者が申請し、当社が承諾した方法により、当社又は金融機関等（クレジットカード会社や収納代行業者等を含む、以下同じ）が指定する期日に支払うものとします。

(1) 口座振替

(2) 請求書払

(3) クレジットカード支払い

(4) NTT 東日本株式会社又はNTT 西日本株式会社による料金回収代行サービス

契約者は、料金等を通信サービス契約の料金等と併せて支払うものとします。

2 クレジットカード支払いの場合、契約者は、当社が決済に関する業務（クレジットカード情報等の契約者に関する情報を含む）をNTTファイナンス株式会社に委託するとともにNTTファイナンス株式会社に料金等に関する債権を譲渡し、NTTファイナンス株式会社がクレジットカード会社に立替払い請求することを予め異議なく承諾するものとします。また、契約者は、当社（委託先であるNTTファイナンス株式会社を含む）がクレジットカード会社よりクレジットカード情報の更新・変更に関する通知を受け取ること、また通知された新たなクレジットカードによる支払を異議なく承諾するものとします。

3 支払いに関する細部条項は契約者と金融機関等との契約条項によります。また、契約者と金融機関等の間

で紛争が発生した場合は、当該当事者双方で解決するものとし、当社は責任を負いません。

4 当社は、第1項により定められた支払方法で料金等の請求ができない場合、請求書その他任意の方法で契約者住所（法人の場合登記上の住所を含む）、連絡先メールアドレス等に料金等を請求できるものとし、契約者は当該請求に従い料金等を支払うものとし、この場合、当社は、当該請求に要した費用を契約者に請求できるものとし、

第48条 （割増金）

当社は、契約者が料金等その他利用契約に係る債務の支払いを不法に免れたときは、その免れた額に加え、その免れた額と同額を割増金として請求することができるものとし、契約者は当社が指定する期日までにこれを支払うものとし、

第49条 （延滞損害金）

当社は、契約者が料金その他の利用契約に係る債務について支払い期日を経過してもなお支払いがないときは、支払い期日の翌日から支払いの日の前日までの日数に対する年14.5%の割合で計算して得た額を延滞損害金として請求できるものとし、契約者は当社が指定する期日までにこれを支払うものとし、

第50条 （割増金等の支払方法）

第48条（割増金）及び第49条（延滞損害金）に定める割増金、延滞損害金の支払いについては、当社が指定する方法により支払うものとし、

第51条 （消費税等）

契約者が当社に対し利用契約に係る債務を支払う場合に消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額が賦課されるものとされているときは、契約者は当社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税及び地方消費税相当額を併せて支払うものとし、

第52条 （端数処理）

当社は料金その他の計算で、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第53条 （入金案内業務の委託）

契約者は、料金等の当社が有する債権の入金案内業務を、当社が第三者に委託することを予め承諾するものとし、

第7章 データ・ソフトウェア等の取り扱い

第54条 （ソフトウェアの著作権等）

本サービスに伴い、契約者に提供されるソフトウェア及びその他の各種情報（以下「提供ソフトウェア等」といいます。）については、その著作権、ノウハウ等の知的所有権のすべてを当社又は当社にこれらの情報の利用を許諾した第三者が所有します。

2 契約者は、提供ソフトウェア等を本サービス利用の目的にのみ使用することができ、これ以外の目的での使用はできません。

第55条 （ソフトウェア等の管理）

契約者は提供ソフトウェア等について、次の条件を守るものとし、

- (1) 契約者は、提供ソフトウェア等を第三者に対し貸与、譲渡、使用許諾その他の処分をしないこと
- (2) 提供ソフトウェア等を善良な管理者の注意をもって管理すること
- (3) 提供ソフトウェア等の利用に関し、第54条（ソフトウェア等の著作権等）の規定を遵守すること

第56条 （データの取り扱い）

契約者管理データ等の滅失、毀損に備えた複製及び滅失、毀損時の復元は、契約者の責任と費用で行うものとし、

2 契約者管理データ等が、滅失、毀損し、又は当社の責によらない事由による漏洩や目的外の利用があったとしても、その結果発生する直接あるいは間接の損害について、当社は責任を負いません。

3 契約者管理データ等は、本サービスの仕様として契約者が確認、入手できるものを除き、当社から返却、提供することはありません。

4 契約者管理データ等の本サービスにおける知的財産権の利用について、その責任は契約者が負うものとし、当社は責任を負いません。また、契約者管理データ等における知的財産権の利用に関して、第三者から当社に

損害賠償請求があった場合には、当該請求への対応に要した稼働等の費用、及び当社から第三者に対する損害賠償費用等を契約者に請求することができるものとします。

第57条 (データの利用)

当社は、設備の故障又は停止の復旧等の設備保全又は当社の提供するサービスの維持運営のため、契約者管理データ等を確認し、又は複写、複製、解析等の利用をすることができるものとします。ただし、本条の定めは、契約者管理データ等の復元を保証するものではありません。

2 当社は、契約者管理データ等を、前項その他本利用規約に明示された場合又は法律上認められる場合（正当防衛、緊急避難等を含む。）を除き、確認、利用、その他の措置、または第三者に開示や提供はしないものとします。

第58条 (データの消去)

当社は、利用契約が終了した場合、契約者管理データ等を消去するものとし、また、契約者管理データ等の返却、提供には応じません。これらによる契約者の直接あるいは間接の損失、損害等に対して、当社は責任を負いません。

第8章 損害賠償

第59条 (責任の制限)

当社は、本サービスが正常に提供できなくなったときは、その復旧に努めるものとします。

2 本サービスに関連して当社が機器・ソフトウェア等を提供する場合の保証及び当該機器・ソフトウェア等を原因とする損害賠償については、当社が別途提供時に提示する範囲とし、それ以外には責任を負わないものとします。なお、特段の提示がない場合には、当該機器・ソフトウェア等を原因として本サービスが利用できないことに関して、当社は責任を負わないものとします。

3 当社が提供する機器・ソフトウェア等以外の機器・ソフトウェア等や電気通信サービス等の契約者が準備、調達する機器、ソフトウェア等、サービスが原因で本サービスが利用できないことに関して、当社は責任を負わないものとします。

4 前2項、その他別に定める場合を除き、当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのサービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下本条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

5 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのサービスに係る利用料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

6 当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

第60条 (免責)

第59条（責任の制限）の規定は、本サービスの提供に関して当社が契約者に負うすべての責任を規定したものとします。

2 本サービスはベストエフォート型のサービスであり（専用線接続サービスを除く）、当社は、別に定めがある場合を除き、電気通信設備の状況や他の利用者の利用状況、接続回線の通信量の増大その他の事由により、提供中止、サービス遅延その他サービスの提供に関する不具合が発生しないことを保証せず、その結果発生する直接あるいは間接の損害について、第59条（責任の制限）に定める責任以外には、予見可能性の有無を問わず、法律上の責任及び明示又は黙示の保証責任を問わず、いかなる責任も負いません。

3 当社は、契約者その他いかなる者に対しても、本サービスを利用した結果について、商品性、特定目的への適合性、又は権利の非侵害性に関する黙示の保証を含む、すべての明示的又は黙示的な条件、表明及び保証をなさないものとします。

4 利用規約等に従って当社が行った行為について、当社は責任を負いません。

第9章 雑則

第61条 (注意喚起)

当社は、不正アクセス、クラッキング、アタック等のサイバー攻撃やウィルス、マルウェア感染等（以下「サイバー攻撃等」といいます。）による異常な通信の発生又はそのおそれに関する申告、通知等がその通信の受信者又は公的機関からあったときは、その発信元となる契約者に対し、注意喚起を行うことができるものとし

ます。

2 当社は、本条に規定する注意喚起のため、契約者の本サービスの利用に関する情報（契約者が登録した情報、管理する情報及び当社設備に対するアクセス状況を含みます。）の収集、分析及び蓄積を行うことができるものとします。

3 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言及び情報の提供に従って、送信型対電気通信設備サイバー攻撃（電気通信事業法に規定するものをいいます。）により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該電気通信設備の IP アドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する契約者を確認し、注意喚起を行うことがあります。

4 本条の規定は、当社がサイバー攻撃等を完全に検知、遮断することを意味するものではありません。

第62条 （第三者利用）

契約者は、本サービスを利用して第三者にサービスを提供する等、第三者に本サービスの一部又は全部を利用させる場合には、自己の責任で利用させるものとし、当該利用に関して、当社を免責しなければならないものとします。

2 前項の場合に、契約者は、契約者が本サービスを利用させた第三者（以下「サービス利用者」といいます。）に対して、本利用規約第4章その他利用規約等に定める契約者の義務を遵守させなければならず、当該第三者が本利用規約第4章その他利用規約等に定める契約者の義務に違反した場合は、契約者が違反したものとみなして、当社は利用停止等の措置を取ることができるものとします。

3 第1項の場合に、契約者は、サービス利用者に対し、当社を免責し、当社への苦情、クレーム等の防止について明確な措置を行うと共に、第三者より損害賠償等があった場合には、一切の折衝と賠償の責を負うものとします。

4 前項に係らず、第三者から当社に損害賠償請求があった場合には、当該請求への対応に要した稼働等の費用、及び当社から第三者に対する損害賠償費用等を契約者に請求することができるものとします。

第63条 （利用責任）

本サービスの利用に関連して、契約者が他の契約者若しくは第三者に対して損害を与えた場合、又は契約者が他の契約者若しくは第三者と紛争を生じた場合、契約者は自己の費用と責任で解決するものとし、当社に何らの迷惑又は損害を与えないものとします。

2 契約者が、本サービスを利用することにより、第三者に損害を与え、そのことにより当社が損害を被った場合には、契約者は、当社に対しその損害を賠償するものとします。

第64条 （お客さま情報の保護）

当社は、本サービスの提供に関連し、契約者から当社に提供された個人情報及び技術上・営業上又はその他の業務上の情報（以下「お客さま情報」といいます。）を、当社が別に定め公表する「個人情報保護方針」に記載された利用目的のほか契約者に同意を得た範囲内でのみ利用するものとします。

2 当社は、お客さま情報を、個人情報と同等の安全管理措置を講じて保護するものとします。

3 当社は、お客さま情報を、個人情報保護方針若しくは本利用規約に定められた場合又は法律上開示が認められる場合（正当防衛、緊急避難等を含む。）を除き、第三者に開示、提供しないものとします。

4 当社が本条に違反し契約者に損害を与えたときは、当社は契約者に対しその損害を賠償するものとします。

5 本条の定めは、当社が契約者に対して負うお客様情報の保護に関する義務のすべてであり、契約者と当社の間で締結された他の契約に定められた情報管理に関する規定はお客さま情報には適用されないものとします。

第65条 （通信の秘密の非開示）

当社は、当社設備に対するアクセス状況その他当社が保有する個別の通信を特定する可能性のある記録等の「通信の秘密」については、法律上開示が認められる場合（正当防衛、緊急避難等を含む。）を除き、契約者を含むいかなる者に対しても、開示、提供しないものとします。これにより発生する直接あるいは間接の損害について、当社は責任を負いません。

第66条 （準拠法・管轄裁判所）

利用規約等の適用の有無を含め利用規約から生じる一切の紛争は日本法を適用して解決するものとし、東京地方裁判所を唯一の第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第67条 （分離可能性）

利用規約等のいずれかの規定について、法令等又は裁判などにより違法、無効又は不能とされたとしても、それ以外の規定は、継続して完全に効力を有するものとします。

別紙 1 (用語の定義)

用語	用語の意味
回線サービス	電気通信事業者が提供する符号伝送を行う通信回線、ケーブル等。
加入者回線	当社のネットワークと契約者のネットワークを結ぶための電気通信回線。
端末機器/CPE	当社が契約者に貸与する、インターネット接続を行う為の端末機器
ルータ	データの交換・中継（ルーティング）を行うネットワーク接続装置。
ネットワークセンタ	ルータ等のネットワーク接続装置をはじめとする当社の電気通信設備が設置される当社の管理する施設。
ネットワーク接続装置	ネットワークを相互接続するための電気通信設備。
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備。
局内ケーブル接続サービス等	契約者の利用場所と当社のネットワークセンタの場所が同一ビル内にある場合で、場所を提供する電気通信事業者が、局内で接続するためのケーブル、器具等の接続装置等を提供するサービス。
提供可能拠点	本サービスを提供するために当社が設置したネットワークセンタを有する場所。
上り通信速度	加入者回線区間における、契約者側からネットワークセンタ方向への符号伝送速度。
下り通信速度	加入者回線区間における、ネットワークセンタ側から契約者方向への符号伝送速度。
ドメイン名	インターネット上でそのネットワークの管理組織を象徴する名前。
IP アドレス	インターネットプロトコルで定められている 32 ビットのアドレス。
ネットワーク ID	当社が契約者に対し付与する PPP ログイン名、または当社が契約者に対し 1 契約ごとに付与する回線識別子。
ネットワークパスワード	当社が契約者に対し付与する PPP パスワード
SIM カード	当社が契約者に貸与する、インターネット接続を行う為の通信用 SIM カード
ユニバーサルサービス	基礎的電気通信役務(国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき電気通信の役務をいう)として電気通信事業法で定義されているサービスです。現在 NTT 東日本および NTT 西日本が提供している、加入電話や公衆電話、緊急通報がこれにあたります。(電気通信事業法 第二章 電気通信事業の第七条 基礎的電気通信役務の提供)
ユニバーサルサービス制度	ユニバーサルサービスの提供確保に必要な費用が不足した場合に、その費用を電話サービス提供事業者全体で応分負担する仕組みです。
基礎的電気通信役務支援機関	ユニバーサルサービス支援機関ともいいます。電気通信事業法(第106条)の規定に基づき、ユニバーサルサービス(基礎的電気通信役務)の提供を確保するため、当該役務を提供する適格電気通信事業者に対して交付金を交付するとともに、当該交付金の交付に要する費用に充てるため、接続電気通信事業者等から負担金を徴収すること等を業務とする総務大臣から指定された機関をいいます。社団法人電気通信事業者協会がこれにあたります。
DNS	Domain Name System の略。ネームサーバ。インターネット上に無数に配置された、名前と IP アドレスを関連付ける分散データベースサーバ。
ゾーン	ネームサーバに登録するドメイン名または IP アドレス情報の管理単位。
正引き	ドメイン名から IP アドレスやネームサーバ、メールサーバ等のドメイン付きホスト名(F.Q.D.N.)を検索する手順。
逆引き	IP アドレスからドメイン付きホスト名(F.Q.D.N.)を検索する手順。
F. Q. D. N.	Fully Qualified Domain Name の略。ホスト名をフルドメイン付きで表現すること。
delegation (デリゲーション)	上位のドメインまたはより大きな管理単位の IP アドレスブロックを管理するネームサーバから、ドメイン名、ネットワークアドレス単位にその管理権限を切りだし、指定するネームサーバにその authority を委任・委譲すること。(=「DNSの権限委譲」) 俗に言う「(ルートサーバへの)ネームサーバの登録」。

authority (オーソリティ)	自身の保有するゾーン情報がインターネット上で公式に認知されるべき情報（信頼できる情報）であるという権威。上位ドメインのゾーン情報で、当該ドメイン名のネームサーバとしてNSレコードに記述されたホストが持つことができる権限。
レコード	ゾーンに含まれるデータの単位。
リゾルバ	DNSクライアント。DNSに対して名前解決の検索要求を送信（問い合わせ）する。
フルサービスリゾルバ	ドメインツリーをたどって他のネームサーバへ問い合わせ（検索）を行い、DNSでの名前解決を完結させるリゾルバ。
スタブリゾルバ	単に名前解決の要求を送信するだけのリゾルバ（クライアントPC等）。
DHCP (Dynamic Host Configuration Protocol)	IPv4ネットワークにおいて通信用の基本的な設定を自動的に行うためのプロトコルです。RFC2131によって定義されています。 一般にIPv4での通信を行う際には、個々のホストに最低でも自身のIPv4アドレス、サブネットマスク、デフォルトゲートウェイ、DNSサーバのアドレスを設定する必要があります。ただ、このような設定をすべて手動で行おうとすると、ホストの台数が増えるに従って手間が増えますし、間違いも起こりやすくなります。これに対し、DHCPを利用すると、個々のホストはDHCPサーバに問い合わせをすることで、各種設定に必要な情報を入手して、自動的に設定を行えるようになります。
DHCP-PD (Dynamic Host Configuration Protocol - Prefix Delegation)	ホストまたはルータにプレフィックスのみを払い出す方式のことを言います。
Ethernet (イーサネット)	CSMA/CD (Carrier Sense Multiple Access with Collision Detection)方式に従った信号の送受を行う方式です。
IP (Internet Protocol)	インターネットの標準的な通信プロトコルで、IPパケットのルート決定等を行うものです。IPバージョン4とIPバージョン6が存在しますが、本書ではIPバージョン4を指示する場合は「IPv4」、IPバージョン6を指示する場合は「IPv6」と表記します。IPと表記する場合はIPバージョン4・IPバージョン6の両方を指示します。IPv4はRFC791、IPv6はRFC2460によって定義されます。
IPv4 アドレス	IP通信のために、通信の送信元と送信先を示すものです。アドレスは32ビットで構成され、IP通信を行う機器に割り当てられている必要があります。
IPv6 アドレス	IP通信のために、通信の送信元と送信先を示すものです。アドレスは128ビットで構成され、IP通信を行う機器に割り当てられている必要があります。
ONU(Optical Network Unit)	Bフレッツやフレッツ光ネクスト等の回線をご利用の場合にお客さま宅内に設置する回線線終端装置です。
PPPoE(PoiNTTo-point protocol over Ethernet)	イーサネット上でPPPをカプセル化する通信プロトコルです。RFC 2516によって定義されます。
IPoE (IP over Ethernet)	企業内のLANなどと同じ通信規格で、直接インターネットに接続する方式です。
ISP (Internet Service Provider)	インターネット回線を使用するために、回線業者と契約を結び付ける存在です。ISPを経由しなければ、光回線などの設備が整っていたとしても、インターネットを利用することはできません。
SLA (Service Level Agreement)	SLA（サービス水準合意）は通信サービスやコンピュータ・アプリケーション・サービスなどにおいて、サービスの提供者とその利用者との間に結ばれるサービス水準に関する合意です。
Transix	NTT東日本・NTT西日本が提供するフレッツ光ネクスト、フレッツ光クロスのインターネット（IPv6 IPoE）接続機能を活用し、ISP事業者などに高品質なIPv6インターネット接続を提供するサービスです。なお、Transixは、インターネットマルチフィード株式会社の登録商標です。
RA (Router Advertisement)	IPv6アドレスの自動設定を行う機能の一部分で、RFC4862で標準化されています。

	IPアドレスの自動設定を行う手段としては、DHCP (Dynamic Host Configuration Protocol)を利用する方法がありますが、DHCPサーバを別途用意し、どのノードにどのアドレスを割り当てているか、状態を管理する必要があります(ステートフル)。それに対しIPv6のRAを用いた自動設定では、情報を管理せず(ステートレス)に、ルータとノードのみでアドレスを設定することが可能です。
RFC (Request For Comments)	TCP/IPに関連するプロトコルや、オペレーションの手順などを定めた標準勧告文書です。IETFが管理、発行しています。
VNE 事業者	VNE (Virtual Network Enabler) 事業者とは、IPv6ネットワークをプロバイダに販売する企業のことを指します。 当社ではVNE事業者として、インターネットマルチフィード株式会社を選定しております。
サブネットマスク (Subnet Mask)	IPアドレスを分割して、どこがネットワークアドレス部分で、どこが端末を表すホストアドレス部分かを識別するために使う数値。IPv4の場合は32ビット、IPv6の場合は128ビットの数値になる。10進数又は16進数で表記する。
セッション	一連の通信を示し、接続を確立してから切断するまでを一つのセッションとします。
デフォルトゲートウェイ	LANなどのネットワークから外部のネットワークに接続する際、通信の出入り口となるもので、ルータなどのネットワーク機器のIPアドレスなどがその役割を果たします。
フレッツ (FLET'S)	NTTが提供する光回線インターネットの商品名です。 なお、フレッツは、NTT東日本株式会社およびNTT西日本株式会社の登録商標です。
プロトコル (Protocol)	コンピューター同士の通信をする際の手順や規格のことを指します。 情報を送り出す端末の選定、データの形式、パケットの構成、エラーの対処などを取り決めた通信の約束事です。
プレフィックス (Prefix)	IPアドレスの中でネットワークアドレスを示す前のほうの部分指します。
ベストエフォート	通信ネットワーク内においてユーザの利用帯域を固定的に確保し、品質を保証するのではなく、利用帯域を確保しないが、エンド・エンドにおいて再送手順により、ある程度の品質をリカバリさせる通信形態です。
ホームゲートウェイ	インターネット接続で使う光回線のひかり電話対応ルータです。ルータは、複数の機器をインターネットに繋ぐという単体の役割しか持っておらず、ひかり電話には対応していないのに対して、ホームゲートウェイはひかり電話に対応しています。

別紙2 (サービスの種類)
【1 基本サービスの種類】

フレッツ接続サービス

サービスの種類	サービス概要
「フレッツ光」(ファミリー) ダイナミックタイプ	(1)NTT 東日本および西日本が提供する「フレッツ 光ネクスト」サービス、光コラボレーション事業者各社が提供する回線サービスのご契約が必要です。 (2)ファミリーコースに対応する「フレッツ 光ネクスト」、および光コラボレーション事業者各社が提供する回線サービス内の適応するサービスタイプ(回線の種別)は、別途当社が定めたものとします。 (3)サービス提供地域は、回線サービスが提供される地域でアクセスポイントは当社が別途定めるものを利用します。 (4)常時接続、最高速度および帯域については、保証しません。
「フレッツ光」(マンション) ダイナミックタイプ	(1)NTT 東日本および西日本が提供する「フレッツ 光ネクスト」サービス、光コラボレーション事業者各社が提供する回線サービスのご契約が必要です。 (2)マンションコースに対応する「フレッツ 光ネクスト」および光コラボレーション事業者各社が提供する回線サービス内の適応するサービスタイプ(回線の種別)は、別途当社が定めたものとします。 (3)サービス提供地域・アクセスポイントは回線サービスが提供される地域で当社が別途定めるものを利用します。 (4)常時接続、最高速度および帯域については、保証しません。
「フレッツ 光」 (ファミリー/マンション/ ビジネス) IP1 タイプ IP8 タイプ IP16 タイプ IP32 タイプ IP64 タイプ	(1)NTT 東日本および西日本が提供する「フレッツ 光ネクスト」サービス、光コラボレーション事業者各社が提供する回線サービスのご契約が必要です。 (2)サービス提供地域は NTT 東日本および西日本が「フレッツ 光ネクスト」サービス、光コラボレーション事業者各社が提供する回線サービスを提供する地域でアクセスポイントは当社が別途定めるものを利用します。 (3) IP1 タイプ、IP8 タイプ、IP16 タイプ、IP32 タイプおよび IP64 タイプで使用する IP アドレスは、当社から契約者に割り当てられたものに限定されません。 (4)常時接続、最高速度および帯域については、保証しません。
「フレッツ 光ネクスト」 (プライオ1/プライオ10) IP1 タイプ IP8 タイプ IP16 タイプ	(1)NTT 東日本が提供する「フレッツ 光ネクスト」プライオ1もしくはプライオ10のご契約が必要です。 (2)サービス提供地域 NTT 東日本が「フレッツ 光ネクスト」プライオ1もしくはプライオ10 サービスを提供する地域・アクセスポイントは当社が別途定めるものを利用します。 (3) IP1 タイプ、IP8 タイプ、IP16 タイプで使用する IP アドレスは、当社から契約者に割り当てられたものに限定されます。 (4)常時接続、最高速度および帯域については、保証しません。

IPoE インターネットサービス

サービスの種類	サービス概要
動的 IP コース	(1)NTT 東日本および西日本が提供する「フレッツ 光ネクスト」サービス、「フレッツ 光クロス」サービス、および光コラボレーション事業者各社が提供する回線サービスのご契約が必要です。 (2)対応する「フレッツ 光ネクスト」、光コラボレーション事業者各社が提供する回線サービス内の適応するサービスタイプ(回線の種別)は、別途当社が定めたものとします。 (3)サービス提供地域・アクセスポイントは回線サービスが提供される地域で当社が別途定めるものを利用します。 (4)常時接続、最高速度および帯域については、保証しません。

固定 IP コース	<p>(1)NTT 東日本および西日本が提供する「フレッツ 光ネクスト」サービスまたは「フレッツ 光クロス」サービス、光コラボレーション事業者各社が提供する回線サービスのご契約が必要です。</p> <p>(2)サービス提供地域は NTT 東日本および西日本が「フレッツ 光ネクスト」サービス、「フレッツ 光クロス」サービス、光コラボレーション事業者各社が提供する回線サービスを提供する地域でアクセスポイントは当社が別途定めるものを利用します。</p> <p>(3) IP1 タイプ、IP4 タイプで使用する IP アドレスは、当社から契約者に割り当てられたものに限定されます。</p> <p>(4)常時接続、最高速度および帯域については、保証しません。</p>
固定 IP (MF) コース	<p>(1)本サービスをご利用するにあたり、NTT 東日本および西日本が提供する「フレッツ 光ネクスト」サービス、「フレッツ 光クロス」サービス、光コラボレーション事業者各社が提供する回線サービスのご契約が必要です。</p> <p>(2) 提供可能地域は、NTT 東日本および西日本が提供する「フレッツ 光ネクスト」サービス、「フレッツ 光クロス」サービス、光コラボレーション事業者各社が提供する地域に限ります。</p> <p>(3)IP1 タイプで使用する IP アドレスは、VNE 事業者から契約者に対して払い出されます。</p> <p>(4)常時接続、最高速度および帯域については、保証しません。</p>

MNO 接続サービス

サービスの種類	サービス概要
Xi コース IP1 タイプ	<p>(1)NTT ドコモが提供するデータ通信サービスのご契約が必要です。</p> <p>(2)サービス提供地域は NTT ドコモがサービス提供する地域です。</p> <p>(3)利用可能な通信の種類は NTT ドコモが定める範囲内に限定されます。</p> <p>(4)IP1 タイプで使用する I P アドレスは、当社から契約者に割り当てられたものに限定されます。</p> <p>(5)常時接続、最高速度および帯域については、保証しません。</p>
5G コース IP1 タイプ	<p>(1)NTT ドコモが提供するデータ通信サービスのご契約が必要です。</p> <p>(2)サービス提供地域は NTT ドコモがサービス提供する地域です。</p> <p>(3)利用可能な通信の種類は NTT ドコモが定める範囲内に限定されます。</p> <p>(4)IP1 タイプで使用する I P アドレスは、当社から契約者に割り当てられたものに限定されます。</p> <p>(5)常時接続、最高速度および帯域については、保証しません。</p>

プラスアクセス

サービスの種類	サービス概要
プラスアクセス (F)	加入者回線に、当社が提供するファイバーライン、もしくは当社が指定する電気通信回線を利用し、各品目のインターネット接続サービスを提供します。
プラスアクセス (M)	

ダイレクトコネクト

サービスの種類	サービス概要
ベースコース	加入者回線に、当社が提供するファイバーライン、当社が指定する電気通信回線を利用し、専用 CPE を用いてインターネット接続サービスを提供します。
ベースコース (U)	加入者回線に、当社が指定するお客様用意の電気通信回線を利用し、専用 CPE を用いてインターネット接続サービスを提供します。
ベースコース (K)	加入者回線に、当社が提供するファイバーライン、当社が指定する電気通信回線を利用し、お客様用意の CPE を用いてインターネット接続サービスを提供します。
ベースコース (UK)	加入者回線に、当社が指定するお客様用意の電気通信回線を利用し、お客様用意の CPE を用いてインターネット接続サービスを提供します。

光アクセス

サービスの種類	サービス概要
200メガコース	加入者回線に、当社が指定する電気通信回線を利用し、各品目のインターネット接続サービスを提供します。
1ギガコース	

専用線接続サービス

サービスの種類	サービス概要
IP-BB（固定制）	アクセス回線に当社が指定または許可する専用線等を利用し、当該区間において、品目で規定する通信速度(帯域)を確保したインターネット接続サービスを提供します。 利用料金は、品目に応じた定額の月額料金がかかります。
IP-BB（従量制）	アクセス回線に当社が指定または許可する専用線等を利用し、当該区間において、品目で規定する通信速度(帯域)を確保したインターネット接続サービスを提供します。従量制では、あらかじめ品目とは別に最低利用料金に対応した「コミット値」としての通信速度(帯域)値を定めます。利用料金は、毎月 95%ルールで算出した通信速度(帯域)値に応じて課金しますが、通信速度(帯域)値がコミット値を下回る場合は最低利用料金で、コミット値を上回る場合は、最低利用料金に超過料金を加算して算出した月額料金がかかります。 毎月の利用料金にプライスカップ(料金水準の上限)を設定することを目的に「上限値設定」として、当社のエッジルータで品目を設定します。
IP-BB（上限変動制） 10M/100M (新規販売終了)	加入者回線に当社が指定するイーサネット型電気通信回線を利用し、時間帯により品目において規定する帯域が変動するインターネット接続サービスを提供します。 確保する帯域が時間帯に応じて変動し、6:00~20:59の間は100Mbps、0:00~5:59および21:00~23:59の間は10Mbpsの通信を保証します。
IP-BB（上限変動制） 100M/300M (新規販売終了)	加入者回線に当社が指定するイーサネット型電気通信回線を利用し、インターネット接続サービスを提供します。確保する帯域が時間帯に応じて変動し、6:00~20:59の間は300Mbps、0:00~5:59および21:00~23:59の間は100Mbpsの通信を保証します。
IP-BB（上限変動制） 100M/500M (新規販売終了)	加入者回線に当社が指定するイーサネット型電気通信回線を利用し、インターネット接続サービスを提供します。確保する帯域が時間帯に応じて変動し、6:00~20:59の間は500Mbps、0:00~5:59および21:00~23:59の間は100Mbpsの通信を保証します。
IP-eX Sタイプ (新規販売終了)	加入者回線に当社が指定するイーサネット型電気通信回線を利用し、インターネット接続サービスを提供します。100Mbpsの帯域を利用者で共有します。

※ご利用のエリアおよび加入者回線によっては、ご提供できない品目があります。

【2 オプションサービスの種類】

サービスの種類	サービス概要
DNS アウトソーシングサービス	契約者の登録または管理するドメイン名または IP アドレス情報に係るゾーンファイルを作成し、保有します。
逆引き DNS の権限委譲	利用 IP アドレスの逆引きゾーンを設定する DNS としての権限をお客様の指定する DNS に委譲します。
セカンダリ DNS サービス	利用 IP アドレスおよびドメイン名を設定したお客様のプライマリーDNS に対し、InfoSphere の DNS サーバ上にセカンダリ DNS として設定します。
一元故障受付	InfoSphere のテクニカルサポートセンターで、故障申告全般を受け、「フレッツ」アクセスサービスに関して、契約者に代わって、NTT 東日本または NTT 西日本へ問い合わせを行います。
PING 監視サービス	InfoSphere のセンターで運用する監視システムから、InfoSphere が契約者に発行したインターネット接続用 IP アドレス（ルータ等に割り当てられる IP アドレス）に対して、PING による正常性の監視を行うサービスです。
24 時間 365 日オンサイト保守（光アクセス）	加入者回線の保守を 24 時間 365 日オンサイトで提供します。
24 時間出張修理オプション	加入者回線の保守を 24 時間 365 日オンサイトで提供します。
CPE オンサイト保守オプション	当社が提供する CPE のオンサイト保守を提供します。
オンサイト設置工事	当社が提供する CPE をオンサイトで設置します。
コールドスタンバイオプション	当社が提供する CPE の予備機を提供します。
ルータアップグレードオプション	当社が提供する CPE を上位機種へ交換します。
コネクtoon	光ファイバーを利用した電話サービスです。
テレビ伝送サービス	光回線を利用して、地上/BS デジタル放送を受信することができるサービスです。
リモートサポートサービス	オペレータにて、パソコン操作の相談や遠隔でのサポートをお受けいたします。
ルータ管理サービス	ご利用の拠点に設置する専用のルータまたは L3 スイッチを提供し、お客さまに代わって保守・運用等の管理を代行するサービスです。プラスアクセス（回線）込みで専用線接続のバックアップ機能を実現するルータも提供します。希望により設置作業も行います。
DDoS 対策サービス	NTTPC のバックボーンネットワークに直結した DDoS 対策装置により、お客さまのインターネット回線やサーバを DDoS 攻撃から防御します。
タイムサーバサービス	InfoSphere が設置した NTP サーバの時刻をもとに、お客さまのネットワークに接続されているコンピュータの時計を正確に同期させることができるサービスです。
トラフィックレポートサービス	InfoSphere 側に設置されたルータでトラフィック量を計測、お客さまネットワークとの間のトラフィック状況を Web にて確認できるサービスです。
IPv6 デュアルスタックサービス	InfoSphere 専用線型インターネット接続サービスにおいて、IPv4 / IPv6 デュアルスタック方式の接続を提供いたします。
ホームゲートウェイオプション	NTT 東日本および NTT 西日本が提供するひかり電話対応ルータで、IPoE を終端し、インターネット接続ができる機能を提供いたします。

マネージドルータサービス

フレッツ接続サービス、プラスアクセス、専用線接続サービスをご利用の拠点に VPN（ほか）を実現する機能をもつ通信機器を提供するサービスです。お客さまに代わって通信機器の管理・運用を行います。

サービスの種類	サービス概要
プラン 1	通信機器のオンサイト保守時間が、祝日を除く月曜日～金曜日で、9:00～17:00 で提供を行うもの。
プラン 2	通信機器のオンサイト保守時間が、24 時間、365 日で提供を行うもの。
プラン 3	通信機器の交換物品を、センドバック方式で提供を行うもの。

別紙 3 (責任分界点)

ネットワークセンタ、もしくは当社が提供する端末設備を、責任分界点とします。
ただし、専用線接続サービスについては、以下に定めます。

専用線接続サービス

- (1) 加入者回線を当社名義で設置した場合
 - (i) 契約者のネットワーク内に当社がルータを設置する場合 (ルータ管理サービス利用の場合)
契約者のネットワーク内に設置した当社ルータの契約者 LAN 側接続点
 - (ii) 契約者がネットワーク接続装置をご用意する場合
契約者のネットワーク接続装置の加入者回線側接続点

- (2) 加入者回線を契約者名義で設置した場合
 - (i) 契約者のネットワーク内に当社がルータを設置する場合 (ルータ管理サービス利用の場合)
当社ネットワークセンタのネットワーク接続装置の加入者回線側接続点
 - (ii) 契約者がネットワーク接続装置をご用意する場合
当社ネットワークセンタのネットワーク接続装置の加入者回線側接続点

別紙4 (料金表)

【1 基本サービスの料金】

フレッツ接続サービス

サービス名	初期費用	月額費用
「フレッツ光」ファミリーコース ダイナミックタイプ	2,000円 (税込 2,200円)	3,800円 (税込 4,180円)
「フレッツ光」マンションコース ダイナミックタイプ	2,000円 (税込 2,200円)	3,800円 (税込 4,180円)

サービス名	初期費用	月額費用
「フレッツ光」ファミリーコース IP1タイプ	2,800円 (税込 3,080円)	9,500円 (税込 10,450円)
「フレッツ光」マンションコース IP1タイプ	2,800円 (税込 3,080円)	9,500円 (税込 10,450円)
「フレッツ光」ビジネスコース IP1タイプ	2,800円 (税込 3,080円)	75,000円 (税込 82,500円)
「フレッツ光ネクスト」プライオ 1コース IP1タイプ	2,800円 (税込 3,080円)	23,500円 (税込 25,850円)
「フレッツ光ネクスト」プライオ 10コース IP1タイプ	2,800円 (税込 3,080円)	75,000円 (税込 82,500円)

サービス名	初期費用	月額費用
「フレッツ光」ファミリーコース IP8タイプ	12,000円 (税込 13,200円)	17,000円 (税込 18,700円)
「フレッツ光」マンションコース IP8タイプ	12,000円 (税込 13,200円)	17,000円 (税込 18,700円)
「フレッツ光」ビジネスコース IP8タイプ	12,000円 (税込 13,200円)	98,000円 (税込 107,800円)
「フレッツ光ネクスト」プライオ 1コース IP8タイプ	12,000円 (税込 13,200円)	32,500円 (税込 35,750円)
「フレッツ光ネクスト」プライオ 10コース IP8タイプ	12,000円 (税込 13,200円)	98,000円 (税込 107,800円)
「フレッツ光」ファミリーコース IP16タイプ	12,000円 (税込 13,200円)	33,900円 (税込 37,290円)
「フレッツ光」マンションコース IP16タイプ	12,000円 (税込 13,200円)	33,900円 (税込 37,290円)
「フレッツ光」ビジネスコース IP16タイプ	12,000円 (税込 13,200円)	118,000円 (税込 129,800円)
「フレッツ光ネクスト」プライオ 1コース IP16タイプ	12,000円 (税込 13,200円)	52,500円 (税込 57,750円)
「フレッツ光ネクスト」プライオ 10コース IP16タイプ	12,000円 (税込 13,200円)	118,000円 (税込 129,800円)
「フレッツ光」ファミリーコース IP32タイプ	12,000円 (税込 13,200円)	64,000円 (税込 70,400円)
「フレッツ光」マンションコース IP32タイプ	12,000円 (税込 13,200円)	64,000円 (税込 70,400円)
「フレッツ光」ビジネスコース IP32タイプ	12,000円 (税込 13,200円)	132,000円 (税込 145,200円)
「フレッツ光」ファミリーコース IP64タイプ	12,000円 (税込 13,200円)	123,500円 (税込 135,300円)
「フレッツ光」マンションコース IP64タイプ	12,000円 (税込 13,200円)	123,500円 (税込 135,300円)

「フレッツ光」ビジネスコース IP64 タイプ	12,000 円 (税込 13,200 円)	160,000 円 (税込 176,000 円)
----------------------------	------------------------	--------------------------

IPoE インターネットサービス

サービス名		初期費用	月額費用
動的 IP コース 標準プラン		3,000 円 (税込 3,300 円)	3,800 円 (税込 4,180 円)
固定 IP コース	S プラン IP1 タイプ 専用 CPE 付き	8,000 円 (税込 8,800 円)	11,000 円 (税込 12,100 円)
	S プラン IP4 タイプ 専用 CPE 付き	8,000 円 (税込 8,800 円)	14,000 円 (税込 15,400 円)
	P プラン IP1 タイプ 専用 CPE 付き	8,000 円 (税込 8,800 円)	15,000 円 (税込 16,500 円)
	P プラン IP4 タイプ 専用 CPE 付き	8,000 円 (税込 8,800 円)	18,000 円 (税込 19,800 円)
固定 IP(MF) コ ース	IP1 タイプ 専用 CPE 付き (新規販売 停止中)	8,000 円 (税込 8,800 円)	11,000 円 (税込 12,100 円)
	IP1 タイプ	4,000 円 (税込 4,400 円)	9,000 円 (税込 9,900 円)

MNO 接続サービス

サービス名	初期費用	月額費用
Xi コース IP1 タイプ	2,800 円 (税込 3,080 円)	2,000 円 (税込 2,200 円)
5G コース IP1 タイプ	2,800 円 (税込 3,080 円)	9,000 円 (税込 9,900 円)

プラスアクセス

サービス名		初期費用	
		回線を新設する場合※	フレッツ回線もしくは他社光コ ラボ回線を転用する場合
プラスアクセ ス(F)	ダイナミック タイプ	22,800 円 (税込 25,080 円)	3,800 円 (税込 4,180 円)
	IP1 タイプ	23,600 円 (税込 25,960 円)	4,600 円 (税込 5,060 円)
	IP8 タイプ	32,800 円 (税込 36,080 円)	13,800 円 (税込 15,180 円)
	IP16 タイプ		
	IP32 タイプ		
IP64 タイプ			
プラスアクセ ス(M)	ダイナミック タイプ	22,800 円 (税込 25,080 円)	3,800 円 (税込 4,180 円)
	IP1 タイプ	23,600 円 (税込 25,960 円)	4,600 円 (税込 5,060 円)
	IP8 タイプ	32,800 円 (税込 36,080 円)	13,800 円 (税込 15,180 円)
	IP16 タイプ		
	IP32 タイプ		
IP64 タイプ			

※工事の内容により追加料金がかかる場合があります。

サービス名	月額費用
-------	------

	プラスアクセス(F)	プラスアクセス(M)
ダイナミックタイプ	9,000円(税込9,900円)	7,000円(税込7,700円)
IP1タイプ	14,700円(税込16,170円)	12,700円(税込13,970円)
IP8タイプ	22,200円(税込24,420円)	20,200円(税込22,220円)
IP16タイプ	39,100円(税込43,010円)	37,100円(税込40,810円)
IP32タイプ	69,200円(税込76,120円)	67,200円(税込73,920円)
IP64タイプ	128,700円(税込141,570円)	126,700円(税込139,370円)

ダイレクトコネクト

サービス名 タイプ	ダイレクトコネクト ベースコース	
	初期費用	月額費用
IP1タイプ	50,000円(税込55,000円)	19,800円(税込21,780円)
IP8タイプ	60,000円(税込66,000円)	27,800円(税込30,580円)
IP16タイプ		34,800円(税込38,280円)
IP32タイプ	個別見積もり	
IP64タイプ		

光アクセス

サービス名		初期費用	月額費用
200メガコース	IP1タイプ	60,300円(税込66,330円)	69,500円(税込36,960円)
	IP8タイプ	69,500円(税込76,450円)	42,600円(税込46,860円)
	IP16タイプ	69,500円(税込76,450円)	62,600円(税込68,860円)
	IP32タイプ	個別見積	個別見積
	IP64タイプ	個別見積	個別見積
1ギガコース	IP1タイプ	60,300円(税込66,330円)	58,000円(税込63,800円)
	IP8タイプ	69,500円(税込76,450円)	67,000円(税込73,700円)
	IP16タイプ	69,500円(税込76,450円)	87,000円(税込95,700円)
	IP32タイプ	個別見積	個別見積
	IP64タイプ	個別見積	個別見積

専用線接続サービス

サービス名	初期費用	月額費用
IP-BB(固定制)	個別見積	個別見積
IP-BB(従量制)		
IP-eX Sタイプ (新規販売終了)	個別見積	個別見積
IP-BB(上限変動制) (新規販売終了)		

プラスアクセス/ダイレクトコネクト

配線ルート構築工事

提供形態	開通工事と同日に工事を実施	開通工事と別日に工事を実施
工事費	14,000円(税込15,400円)	27,000円(税込29,700円)

※工事日当日の作業着手以降にキャンセルをした場合には、工事費用全額を請求いたします。

構内ルート調査費用

		料金	単位/対応経路数
基本額	工事費	13,000円(税込14,300円)	1の工事ごと/1回線

加算額	通線確認	3,000円(税込3,300円)	
-----	------	------------------	--

※調査前日以降の申込取消、変更については、手数料4,500円(税別)を請求いたします。また、作業着手後のキャンセルは作業費の全額を請求いたします。

夜間・深夜割増工事費

時間帯区分	適用内容
昼間(8:30~17:00)	通常の工事費
夜間(17:00~22:00)	昼間の工事費の1.3倍
深夜(22:00~8:30)	昼間の工事費の1.6倍
12月29日から1月3日(8:30~22:00)	昼間の工事費の1.3倍

※夜間、深夜での工事を実施する場合、運用上、後述する「時刻指定」が原則、必要となります

◇ 割増工事費の算定式

割増工事費 = [昼間の工事費 - 基本工事費(手数料相当1,000円)] × 1.3または1.6 + 基本工事費(手数料相当1,000円)

(注) 基本工事費(手数料相当)は割増の対象外とします。

土休日工事加算額

	内容	注意事項
適用条件	土休日等に派遣を伴う、光回線の工事に対して適用します	無派遣での工事及び廃止工事は対象外となります。
加算額	3,000円(税込3,300円)	同一名義、同一設置場所において、光回線にかかわる工事を複数回実施した場合は、「1の工事」として算定します。

※土曜日、日曜日及び休日(国民の祝日に関する法律[昭和23年法律第178号]の規定により休日とされた日)ならびに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日とします。

訪問時刻指定の工事費について

区分	単位	時刻帯	料金額	
			東日本エリア	西日本エリア
時刻指定工事費 (訪問時刻指定による工事)	工事毎	昼間	11,000円(税込12,100円)	11,000円(税込12,100円)
		夜間	18,000円(税込19,800円)	20,000円(税込22,000円)
		深夜	28,000円(税込30,800円)	30,000円(税込33,000円)

※昼間帯(9:00~16:00)、夜間帯(17:00~21:00)、深夜帯(22:00~翌8:00)の正時をご指定いただき、その時刻に訪問します。

※2件以上の関連工事を同時に行った場合は「1つの工事」として工事費を算定します。

※異なるサービスの工事を同時に行った場合は、「1つの工事」として取り扱い、本工事費を算定します。

※年末年始(12/29~1/3)での時刻指定の場合であっても、割増工事費(1.3倍)を適用しません。

その他工事加算額

	内容
適用条件	工事費(基本工事費は除きます。)の合計額が29,000円(税込31,900円)を超える場合は29,000円(税込31,900円)までごとに加算
加算額	3,500円(税込3,850円)

上記のほか、NTT東日本・西日本の工事内容により、別途費用が発生する場合があります。

手数料

	内容
事業者変更承諾番号発行手数料(番号取得ごと)	3,000円(税込3,300円)

専用線接続サービスのサービス内容の変更およびその他の料金

項 目	料金	請求単位
サービス種類変更料金	個別見積	1 申請毎
サービス品目変更料金	個別見積	
ネットワーク接続場所変更料金	個別見積	
ネットワークセンタ変更料金	個別見積	
加入者回線種類・品目等変更料金	個別見積	
ネットワークセンタ接続装置設定変更料金	個別見積	
IP アドレス申請料金	15,000 円 (税込 16,500 円)	
BGP4 設定料金	個別見積	1 作業毎
CIDR 外 IP アドレス設定料金	個別見積	
上限値設定料金	個別見積	
時間外作業加算額	個別見積	
現地作業加算額	個別見積	
InfoSphere IP 月額料金 (基本) 精算額*1	個別見積	1 発生毎
加入者回線にかかる費用精算額*2	個別見積	
ルータ管理サービス拡張オンサイト保守割増金 精算額*3	個別見積	

*1：本精算額は、月額料金の精算についての規定によるものです。

*2：本精算額は、加入者回線にかかる費用の精算についての規定によるものです。

*3：本精算額は、ルータ管理サービス拡張オンサイト保守割増金（月額）の精算についての規定によるものです。

【3 オプションサービスの料金】

サービス名	初期費用	月額費用	単位/提供条件
逆引き DNS の権限委譲	無料	無料	1 契約 ID (固定 IP8 以上のアドレス払い出しプランのみ)
セカンダリ DNS サービス	無料	無料	1 契約 ID/1 ゾーン (固定 IP8 以上のアドレス払い出しプランのみ)
一元故障受付	無料	無料	1 契約 ID フレッツ接続サービスのみ
PING 監視サービス	無料	300 円 (税込 330 円) ※マネージドルータサービス申込の場合は無料	固定 IP のアドレス払い出しプランのみ (ダイヤルアップ接続、専用線接続サービスを除く)
DNS アウトソーシング	1,000 円	500 円	ゾーン

IPoE インターネットサービス対応オプション

サービス名	初期費用	月額費用	単位/提供条件
専用 CPE24 時間 365 日保守	無料	500 円 (税込 550 円)	1 契約 ID
ホームゲートウェイオプション	無料	100 円 (税込 110 円)	1 契約 ID

プラスアクセス対応オプション

サービス名	初期費用	月額費用	単位/提供条件
24 時間出張修理オプション	無料	プラスアクセス (F) の場合 : 3,000 円 (税込 3,300 円) プラスアクセス (M) の場合 : 2,000 円 (税込 2,200 円)	1 契約 ID
コネクトフォン		「ファイバーライン」利用規約を適用します。	1 契約 ID
テレビ伝送サービス		「ファイバーライン」利用規約を適用します。	1 契約 ID
リモートサポートサービス		「ファイバーライン」利用規約を適用します。	1 契約 ID
無線 LAN カード非対応型	無料	450 円 (税込 495 円)	1 契約 ID
無線 LAN カード対応型	無料	750 円 (税込 825 円)	1 契約 ID
無線 LAN カード利用料	無料	300 円 (税込 330 円)	1 契約 ID

ダイレクトコネクト対応オプション

サービス名	初期費用	月額費用	単位/提供条件
24時間出張修理オプション	無料	3,000 円 (税込 3,300 円)	1 契約 ID
CPE オンサイト保守オプション (平日 9:00-17:00)	無料	1,000 円 (税込 1,100 円)	1 契約 ID
CPE オンサイト保守オプション (24 時間 365 日)	無料	2,000 円 (税込 2,200 円)	1 契約 ID
オンサイト設置工事 (平日日勤帯)	30,000 円 (税込 33,000 円) 平日日勤帯以外の時間帯は 個別お見積り	-	工事ごと
コールドスタンバイオプション	10,000 円 (税込 11,000 円)	4,000 円 (税込 4,400 円) ※ルータアップグレードオプション利用の場合は 10,000 円 (税込 11,000 円)	1 契約 ID
ルータアップグレードオプション	無料	8,000 円 (税込 8,800 円) ※アクセス回線に「フレッツ光ネクスト」ビジネスタイプを利用する場合は 75,200 円 (税込 82,720 円)	1 契約 ID

※CPE オンサイト保守オプションとコールドスタンバイオプションを両方ご利用になる場合、CPE オンサイト保守オプションのお申し込みは二つ必要になります。

専用線接続サービス対応オプション

サービス名	初期費用	月額費用	単位/提供条件
ルータ管理サービス (C)	個別見積	個別見積	1 契約 ID
ルータ管理サービス (E)	個別見積	個別見積 コールドスタンバイ有：個別見積	1 契約 ID
ルータ管理サービス (I)	個別見積	個別見積 コールドスタンバイ有：個別見積	1 契約 ID
バックアップオプション	50,000 円 (税込 55,000 円)	50,000 円 (税込 55,000 円)	1 契約 ID
拡張オンサイト保守加算額	-	個別見積	
設定変更	個別見積	-	
オンサイト設置加算額	個別見積	-	

現地設定作業を行う場合は、現地作業加算額を別途申し受けます。

当社営業時間以外に設定内容の変更にかかる作業が発生する場合には、1 回の作業あたり、時間外作業加算額を別途申し受けます。

バックアップオプションは、ファイバーライン[戸建向け]回線を含む金額です。

拡張オンサイト保守は、ご利用のエリア、提供するルータ管理サービスによって、ご提供できない場合があります。

リモートでの設定変更は導入 2 年目以降、年 1 回は無料で実施します。導入 1 年目時および 2 年目以降 2 回目以降の設定変更は、1 回ごとに設定変更費用がかかります。

適用サービス対象のルータ管理サービスであっても、品目や通信の特性、その他要因により、ご提供できない場合がございます。また、ご提供にあたっては、通信機器の持つ機能であっても、その利用を制限させていただく場合もあります。

DDoS 対策サービス (1 契約ごとに)

サービス種類	サービス品目	適用サービス	初期費用	月額料金
DDoS 対策サービス専用帯域型	100M	IP-BB の品目が 100M 以下	個別見積	個別見積
	1 G	IP-BB の品目が 101M 以上 1G 以下	個別見積	個別見積
	1 G 超	IP-BB の品目が 1G を超えるもの	個別見積	個別見積

(DDoS 対策サービスの利用期間)

DDoS 対策サービスの利用期間は、利用開始日（当社の設置する DDoS 対策装置の設定が完了した日の次の日をいいます。以下、「DDoS 対策サービス利用開始日」といいます。）を起算日として 1 年間あるいはそれ以上の期間とします。

フレッツ接続サービス（ダイナミックタイプを除く）、プラスアクセス（ダイナミックタイプを除く）、専用線接続サービス対応オプション

マネージドルータサービス

サービス名	初期費用	月額費用	単位/ 提供条件
プラン 1 (平日 9-17 時オンサイト保守)	10,000 円 (税込 11,000 円) ※	7,000 円 (税込 7,700 円)	1 契約 ID
プラン 2 (24 時間 365 日オンサイト保守)		8,000 円 (税込 11,000 円)	1 契約 ID
プラン 3 (センドバック保守)		6,500 円 (税込 11,000 円)	1 契約 ID
コールドスタンバイ加算額	10,000 円 (税込 11,000 円)	4,000 円 (税込 11,000 円)	-

※現地設定作業を行う場合は、別途オンサイト設置費用 37,000 円 (税込 40,700 円) (平日 9-20 時) もしくは 52,000 円 (税込 57,200 円) (土日・祝日) を別途申し受けます。

コールドスタンバイ機は、センドバック保守となります。

(税別)

サービス名	料金	単位/ 提供条件
設定変更料 (オンサイト)		個別見積 1 回毎
設定変更料 (リモート)		個別見積 1 回毎
SE コンサルティング料金		個別見積 1 回毎

※提供条件により、別途料金が発生する場合がございます。

【4 事務手数料等】

サービス共通手数料

(税別)

項目	料金	請求単位
契約譲渡手数料	2,000 円 (税込 2,200 円)	1 申請/1 契約毎

【5 料金の計算方法】

基本サービス料金の計算方法

・加入月の料金計算方法

基本サービスの初期費用を支払うものとします。

基本サービスの月額基本料における利用開始日から加入月の末日迄の日割り相当額は非課金とします。

専用線接続サービスにおいては、利用開始の日が暦月の初日以外の日であった場合における当該月の本サービスの月額料金の額は、当該月における本サービスを提供した期間に対応する料金の額とします。

・平常月の料金計算方法

基本サービスの月額基本料を支払うものとします。

解除月は暦月末日までサービスを提供します

解除月の基本サービスの月額基本料は、1 ヶ月分を支払うものとします。

専用線接続サービスにおいては、以下規定を適用するものとします。

1 サービス種類の変更の日が暦月の末日以外の日であった場合における当該月の本サービスの月額料金の額は((月額料金の精算について)の規定で精算した場合、その精算金を除きます。)、当該月における当該変更前および変更後の本サービスを提供した期間に対応する料金の額とします。

2 サービス品目の変更の日が暦月の末日以外の日であった場合における当該月の本サービスの月額料金の額は((月額料金の精算について)の規定で精算した場合、その精算金を除きます。)、当該月における当該変更前および変更後の本サービスを提供した期間に対応する料金の額とします。

3 契約の解除の日が暦月の末日以外の日であった場合における当該月の本サービスの月額料金の額は((月額料金の精算について)の規定で精算した場合、その精算金を除きます。)、当該月における本サービスを提供した期間に対応する額とします。

・最低利用期間が経過する日前に利用契約が解除された場合の料金計算方法

最低利用期間が経過する日前に利用契約が解除された場合は、最低利用期間残存月数に対応する月額基本料を支払うものとします。

専用線接続サービスにおいては、契約者は、利用期間が1年を経過する日より前に契約解除またはサービスの種類または品目の変更で、月額料金に変更が生じた場合は、当該解除等の次の日から当該最低利用期間の末日までの期間に対応する月額料金の差額(残額があるときに限ります。)を一括して支払うものとします。

また、契約者は、本サービスに用いる加入者回線が開通した日から、当該サービスの開通日(契約者ネットワーク内の接続装置と当社のネットワーク接続装置とのインターネットプロトコルレベルでの接続が完了した日をいいます。)までの期間が、契約者の責に帰すべき理由により7日を超えた場合、加入者回線に関して、当社が、電気通信事業者に対して負担することとなる月額費用のうち、当該期間を超え利用開始日までの期間に対応する額を支払うものとします。

2 契約者は、契約者の利用場所の変更または接続するネットワークセンターの変更にともない、加入者回線の月額費用変更にともない違約金(違約金があるときに限ります。)等が生じた場合は、当社が、電気通信事業者に対して負担することとなる額を支払うものとします。

3 契約者は、契約者の都合で、本サービスに用いる加入者回線の変更にともない、契約解除または加入者回線の月額費用変更にともない違約金(違約金があるときに限ります。)等が生じた場合は、当社が、電気通信事業者に対して負担することとなる額を支払うものとします。

4 契約者が、加入者回線の提供を行う電気通信事業者に直接支払うことになっていた場合で、加入者回線の月額費用の支払いを怠ったり、加入者回線の解除に伴う違約金(違約金があるときに限ります。)の支払いを怠ったりするなど、当社が電気通信事業者に対して当該費用の弁済をした場合は、当社は契約者(既に本サービスの契約解除した元契約者も含みます。)に対し当該費用について求償することができるもの

とします。

(ルータ管理サービス拡張オンサイト保守割増金(月額)の精算について)

ルータ管理サービスにおいて、ルータ管理サービスの利用期間の規定により、それぞれの最低利用期間の1年を経過する日より前に契約解除または変更で、月額料金に変更が生じた場合は、当該解除等の次の日から当該最低利用期間の末日までの期間に対応するルータ管理サービス月額料金およびルータ管理サービス拡張オンサイト保守割増金(月額)の差額(残額があるときに限ります。)を一括して支払うものとします。

(サービス内容の変更の同時申し出にともなう措置について)

1つの契約において、同時に2つ以上のサービス内容の変更をする場合、1つのサービス内容の変更とみなしてサービス内容の変更料金を算定します。

オプションサービス料金の計算方法

・登録月の料金計算方法

オプションサービスの初期費用等を支払うものとします。

基本サービスの月額基本料における利用開始日から加入月の末日迄の日割り相当額は非課金とします。

・平常月の料金計算方法

オプションサービスの月額使用料を支払うものとします。

解除月は暦月末日までサービスを提供します

解除月の基本サービスの月額基本料は、1ヵ月分を支払うものとします。

専用線接続サービスにおいては、以下規定を適用するものとします。

1 オプションサービス初期料金、サービス内容の変更料金、その他の料金等の額は、(月額料金の精算について)、(加入者回線にかかる費用の精算について)、(ルータ管理サービス拡張オンサイト保守割増金(月額)の精算について)、(サービス内容の変更の同時申し出にともなう措置について)の各規定により計算した額とします。

2 オプションサービスにおいて、利用開始の日が暦月の初日以外の日であった場合における当該月のオプションサービスの料金の額は、当該月におけるオプションサービスを提供した期間に対応する料金の額とします。

3 オプションサービスの種類の変更の日が暦月の末日以外の日であった場合における当該月のオプションサービスの料金の額は、変更後のオプションサービスの初期料金および当該月における当該変更前および変更後のオプションサービスを提供した期間に対応する料金の額とします。

4 オプションサービスの終了の日が暦月の末日以外の日であった場合における当該月のオプションサービスの料金の額は、当該月におけるオプションサービスを提供した期間に対応する額とします。

5 本規約に定めのない InfoSphere IP シリーズ 各種サービスに加入し、本サービスの料金と請求を一つにする場合は、当該サービスの利用規約に従って計算した額を料金の額とします。

・最低利用期間が経過する日前に利用契約が解除された場合の料金計算方法

最低利用期間が経過する日前に利用契約が解除された場合は、最低利用期間残存月数に対応する月額基本料を支払うものとします。

【6 品質保証制度と計算方法】

対象サービス

品質保証制度（SLA）は、以下のサービスにおいて適用します。

対象サービス	適用する保証内容
専用線接続サービス	網内遅延時間 故障回復時間 故障通知時間 パケット損失率
光アクセス	網内遅延時間

品質保証違背における減額について

当社が、対象サービスにおいて基本サービスの品質保証制度に定める保証基準に違背した場合、別記1「品質保証と計算方法」の項で定める額を、第45条（品質保証制度）の規定に従って、次の月における月額料金（基本）から減額します。

別記1 品質保証と計算方法

(1) 網内遅延時間

保証基準

当社の計測システムが設置されている拠点から、当社が規定する国内の品質保証の対象拠点までの平均遅延時間を計測し、それら全ての1ヶ月間の総合平均遅延時間が、以下に示す保証値を越えないことを保証します。保証基準を超えた場合、別途定める金額を減額します。

区間	保証値
計測システム設置拠点～国内ネットワークセンタ	25ms

減額する金額

金額
発生月における月額基本料の30分の1

(2) 故障回復時間

保証基準

契約者の責めによらない故障により、サービスを全く利用できない状態（以下、「利用不能」といいます。）が発生した場合、当社が故障を知ってから30分以内に故障を回復します。保証基準を超えた場合、別途定める金額を減額します。

減額する金額

1回の利用不能時間につき、回復までの時間に応じて以下のとおりの金額の減額を行う。

時間	金額
30分以上1時間未満	発生月における月額基本料の90分の1
1時間以上12時間未満	発生月における月額基本料の30分の1
12時間以上1日未満	発生月における月額基本料の10分の1
1日以上3日未満	発生月における月額基本料の5分の1
3日以上	発生月における月額基本料の全額

当社が通信サービスの提供を行う電気通信事業者と契約を行っている場合は、通信サービスの故障であった場合にも適用します。ただし、契約者が、通信サービスの提供を行う電気通信事業者と直接契約を行っているもの、契約者が、通信サービスの提供を行う電気通信事業者に直接料金を支払っているものについては、その故障が当社の責めによるものであった場合のみ適用します。

第40条（提供中止）による場合で、当社がそのことを通知した場合には本品質保証項目を適用しません。契約者のネットワーク内に設置するルータ、ファイアウォール、スイッチ類等接続装置等の不具合、設定誤り等による故障または利用不能は、当社または契約者の責めの如何に関わらず本品質保証項目の適用外とします。

(3) 故障通知時間

保証基準

契約者の責めによらない故障により、サービスを全く利用できない状態（利用不能状態）が発生した場合、当社が故障を知ってから30分以内に故障を通知します。保証基準を超えた場合、別途定める金額を減額します。

減額する金額

1回の違背につき、以下のとおりの金額の減額を行う。

金額
発生月における契約する専用線接続サービスの月額料金（基本）の30分の1

第40条（提供中止）の規定による場合で、当社がそのことを通知した場合には本品質保証項目を適用しません。

契約者が、当社に対し、当社が故障通知を行う連絡先を事前に知らせていない場合、変更があった場合に、変更後の故障連絡先を当社に届け出なかった場合、および当社からの連絡が繋がらなかった場合には本品質保証項目を適用しません。

契約者が、当社に対して監視除外を申し立てしている間または契約者の責めにより当社からの死活監視ができない状態にあった場合には本品質保証項目を適用しません。

(4) パケット損失率

保証基準

当社の計測システムが設置されている拠点から、当社が規定する国内の品質保証の対象拠点までの平均パケット損失率を計測し、それら全ての1ヶ月間の総合平均パケット損失率が、以下に示す保証値を越えないことを保証します。保証基準を超えた場合、別途定める金額を減額します。

区間	保証値
計測システム設置拠点～国内ネットワークセンタ	0.2%

減額する金額

金額
発生月における契約する専用線接続サービスの月額料金（基本）の30分の1

【7 最低利用期間】

最低利用期間は、利用開始月の翌月から以下の月数経過後の末日とします。

サービス名	最低利用期間
フレッツ接続サービス	3 ヶ月
プラスアクセス	3 ヶ月
光アクセス	12 ヶ月
ダイレクトコネクト	12 ヶ月
専用線接続サービス	12 ヶ月※
IPoE インターネットサービス 固定 IP コース IPoE インターネットサービス IP1 / IP4 タイプ	12 ヶ月
IPoE インターネットサービス 固定 IP(MF)コース IP1 タイプ 専用 CPE 付き	12 ヶ月
IPoE インターネットサービス 固定 IP(MF)コース IP1 タイプ	3 ヶ月
IPoE インターネットサービス 動的 IP コース	3 ヶ月

※ 当該サービスの最低利用期間は、利用開始日(契約者ネットワーク内の接続装置と当社のネットワーク接続装置とのインターネットプロトコルレベルでの接続が完了した日の次の日をいいます。)を起算日として12ヶ月とします。

オプションサービスの最低利用期間はオプションサービスの利用開始月の翌月から以下の月数経過後の月末とします。

サービス名	最低利用期間
ダイレクトコネクト コールドスタンバイオプション	12 ヶ月
ダイレクトコネクト ルータアップグレードオプション	12 ヶ月
ルータ管理サービス※	12 ヶ月
DDoS 対策サービス	12 ヶ月
マネージドルータサービス	24 ヶ月

※ ルータ管理サービスの拡張オンサイト保守においては、満1年間をご利用単位とし、特に解除の申し出がない限り、1年ごとの自動更新により最低利用期間が次の1年間になるものとします。1年未満での解約時は残余期間分の料金(販売価格)を一括で清算させていただきます。

別紙 5 (利用契約解除の申し出期日)

サービス	利用契約解除の申し出期日
「フレッツ」接続サービス	解約日の3営業日前
MNO 接続サービス	解約日の3営業日前
プラスアクセス	解除日の15営業日前
ダイレクトコネクト	解除日の15営業日前
光アクセス	解除日の15営業日前
専用線接続サービス	解除日の1ヵ月前
IPoE インターネットサービス	解除日の3営業日前

ダイレクトコネクト/光アクセス/プラスアクセス 個別規定

ダイレクトコネクト/光アクセス/プラスアクセスをご利用の契約者は、利用規約に加え次の個別規定が適用されるものとします。

第68条 (端末設備の提供)

当社は、サービスの提供に必要な端末設備を提供します。

2 当社から提供した端末設備は、加入者設備等として取り扱うものとします。

第69条 (端末設備の移転)

当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

第70条 (端末設備の利用の一時中断)

当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断（その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第71条 (端末設備の返還等)

なんらかの事由により利用契約が終了したときは、その端末設備の利用契約を締結していた者は、端末設備を原状に復したうえで、当社が指定する期限までに当社が指定する場所に送付することにより当社へ返還するものとします。

2 前項で定める期限までに端末設備が返還されない場合、当社は、その端末設備の利用契約を締結していた者に対し、違約金として当社が別途指定する当該端末設備の購入代金に相当する額を請求することができます。

第72条 (CPE 貸与基準)

当社は1つのダイレクトコネクト基本サービスにつき1台のCPEを貸与します。

2 当社が貸与するCPEの機種は当社が別途定めます。

3 当社から貸与したCPEは、加入者設備等として取り扱うものとします。

第73条 (CPE の引渡し)

当社は契約者に対し、CPEを契約者が指定した送付先に当社指定の手段にて届けるものとします。送付先にてCPEが受領されたことにより引き渡しが完了したものとみなします。

第74条 (保証)

当社は引渡し時においてCPEをその目的に従った利用をした場合、正常に機能することのみを保証します。

2 前項の場合、契約者がダイレクトコネクトサービス以外に接続してCPEを利用したことに起因して発生した不具合については、その予見可能性の有無を問わず当社はその責を負わないものとします。

3 契約者がCPEの引渡を受けた日から3日以内に当社に対して不具合の通知をしなかった場合は、CPEは正常に機能するものとみなします。

第75条 (保守)

当社は契約期間内において、CPE本来の目的に従った使用をしていたのにもかかわらず、契約者の責任ではない故障が発生した場合に限り、当社の負担で修理もしくは交換を行います。

2 契約者の責任によりCPEが故障した場合、その修理もしくは交換の費用および設置に関する費用については、契約者の負担とし、契約者は指定された代金を当社に支払うこととします。

3 第1項にもとづく修理/交換作業については別途当社が定める方法にて行うこととします。

第76条 (CPE の使用・保管)

契約者は、CPEを善良なる管理者の注意をもって、保管・使用するものとします。

第77条 (CPE に関する禁止行為)

契約者は、次の各号の行為を行ってはならないものとします。

(1) CPEを当社の承諾なく移動し、取りはずし、若しくは損壊し、又はCPEに線条その他の導体を連結しないこと

(2) CPEを日本国外に持ち出すこと。

(3) CPEを譲渡または担保に供すること。

(4) CPEを転貸または売却して第三者に利用させること。

(5) CPEを分解、解析、改造、改変などして、引渡し時の原状を変更すること。

(6) 有償、無償を問わず、CPE に付属するプログラムの全部または一部の第三者への譲渡、使用権の設定、その他第三者に使用させること。

(7) CPE に付属するプログラムの全部または一部を複製、改変、その他通信端末のソフトウェアに関する著作権その他の知的財産権を侵害する行為。

2 前項に定める禁止行為に違反その他契約者の責任で CPE を亡失または毀損した場合には、当社の職員または当社が指定するものが当該装置を復旧または修理するものとし、その費用は契約者が負担するものとします。また、復旧、修理が不可能である場合は当該装置の購入代価を損害賠償として当社に支払うものとします。

3 契約者が第 1 項で規定する禁止行為に該当する行為を行っているとして当社で判断した場合、当社は、利用規約第 41 条（利用提供停止）に定める措置を行うほか、契約者の違反行為に対する苦情対応に要した稼働等の費用、および当社が契約者の違反行為により被る損害費用等を契約者に請求することができるものとします。

第78条 （保守範囲外の有償作業）

次に掲げる事項は本個別規定第 75 条（保守）の修理・交換作業には含まれないものとします。

(1) 契約者の行ったファームウェアのアップグレード作業が失敗した際の復旧作業。

(2) 本サービスを提供する上で必要のない、ファームウェアのアップグレードおよびそのインストール作業。

(3) 設定変更、設置場所変更に関する作業、およびそのための技術支援。

(4) 契約者による移動時の落下、衝撃等、契約者の不適正な取扱いにより生じた故障、破損等。

(5) 火災、塩害、ガス害、地震、落雷および風水害、その他天災地変または異常電圧等外部要因に起因する故障および損傷等。

(6) 契約者の使用上の誤り、または不適正な改造、修理等による故障、破損等。

(7) 契約者が対象 CPE に対して分解、改造等が成された場合。

(8) その他上記各号に類する事項。

第79条 （契約者の協力義務）

契約者は、当社より CPE の提供を受けるにあたり、次の事項について全面的に協力をなすものとします。

(1) CPE の製造者によって定められた温度、湿度、電源等の環境基準を保持すること。

(2) 取り扱い説明書に規定された事項にしたがった操作、運用を行い、CPE を正常な状態に保持すること。

(3) ファームウェアのアップグレード作業や設定ファイルの復旧など、失敗時に対象製品の正常な動作を困難にする作業を行わないこと。

(4) その他、当社が本サービスの履行に関し協力を求める事項。

第80条 （老朽化機器の取扱い）

CPE が老朽化し正常な運転の維持が不可能であると当社が判断した場合、当社は CPE を交換できるものとします。その場合の交換費用は契約者の負担とします。

第81条 （損害賠償請求）

本個別規定第 76 条（CPE の使用・保管）、第 77 条（CPE に関する禁止行為）に違反したことにより、当社が損害を被った場合、当社は契約者に対し、利用契約を解約せずに損害賠償の請求をすることができるものとします。

第82条 （CPE の滅失・毀損）

契約者が CPE を紛失（盗難による場合を含む）、破損、滅失した場合、契約者は当社に対し直ちにその旨を通知し、その原因を問わず直ぐに修理代金相当額または代替品の購入代金相当額を当社に支払うものとします。

第83条 （CPE の返還）

利用規約第 29 条（契約者が行う利用契約の解除）その他の事由により、利用契約が終了した場合、契約者は、当社の指示に従い当社の指定する期間内に、CPE を返還するものとします。ただし、当社は契約者に通知して CPE を譲渡することができるものとし、契約者はこれを承諾するものとします。なお、この場合、当社は譲渡した CPE について、品質の保証、トラブル、第三者からの苦情等、何ら責任を負わないものとします。

2 前項の期間内に、契約者が CPE を当社に返還しない場合、当社は契約者に対して、違約金を請求することができるものとします。なお、違約金は別途、算定した金額とします。

専用線接続サービス 個別規定

専用線接続サービスをご利用の契約者は、利用規約に加え次の個別規定が適用されるものとします。

第84条 (契約者)

利用契約の契約者は、法人（法人番号の指定を受けた者をいう、以下同じ）のみとします。ただし、当社が法人と同等であると認めた者については、契約者となることのできるものとします。

2 前項に該当しない者が契約申込をした場合、当社はこれを拒否できるものとします。

第85条 (端末設備の提供)

当社は、サービス種類ごとにネットワークセンタを指定し、本サービスを提供するための電気通信設備を設置します。

2 契約者は、1 契約ごとに指定された本サービスの提供を受けることのできるネットワークセンタを使用するものとし、それ以外のネットワークセンタを使用して本サービスを利用することはできません。

第86条 (ネットワークの接続)

当社は、契約者が管理するネットワーク（以下、「契約者のネットワーク」といいます。）と当社の管理するネットワーク（以下、「当社のネットワーク」といいます。）を、原則として契約者が指定する設置場所と当社のネットワークセンタにおいて、契約者が指定する加入者回線を介して接続します。

2 ネットワークの接続方法は、当社が定める技術基準に従って、契約者のネットワーク内に設置するネットワーク接続装置と、当社のネットワークセンタに設置するネットワーク接続装置を接続するものとします。

3 契約者のネットワーク接続装置と当社のネットワーク接続装置とを接続するために使用される加入者回線および加入者回線に付随する回線接続装置、屋内配線等を設置するために必要となる場所は、契約者に提供していただきます。

4 当社は、都合によりネットワークセンタを廃止することがあります。この場合、当社は、契約者に対し相当な期間をおいてその旨を書面またはその他の方法で通知します。

5 契約者は、前項に定めるネットワークセンタの廃止があったときは、当社に申請することにより、ネットワークセンタを変更してサービスを受けることができます。

第87条 (IP アドレスの指定)

本サービスにおいて、契約者は当社が CIDR (Classless Inter-Domain Routing) ブロックの一部から指定する IP アドレスを使用するものとします。

2 当社が使用の同意をした場合に限り、契約者は当社が指定した IP アドレス以外の IP アドレスを使用することができるものとします。

第88条 (ルーティング条件の特定)

本サービスにおいて、ネットワーク内に設置する接続装置と当社のネットワーク接続装置間のルーティングプロトコルは、原則として、スタティックルーティングとします。

2 当社が使用の同意をした場合に限り、契約者はスタティックルーティング以外の、当社が指定するルーティングプロトコルを使用できるものとします。

第89条 (当社ネットワーク接続装置の設置)

当社は、契約者の「ルータ管理サービス」利用申込により、契約者のネットワーク内に当社で選定したネットワーク接続装置を設置します。

2 「ルータ管理サービス」加入にともない契約者のネットワーク内に設置した当社のネットワーク接続装置については、当社の都合により、その種類を変更することがあります。

3 当社が設置したネットワーク接続装置については、契約者の申し出以外に、当社の都合によりネットワーク接続装置内の設定内容を変更する場合があります。

4 当社が設置したネットワーク接続装置については、当社の職員または当社が委託するネットワーク技術者が設定を行います。

第90条 (ルータ管理サービスの利用期間)

ルータ管理サービスの利用期間は、ルータ管理サービス利用開始日（契約者ネットワーク内の接続装置として当社のネットワーク接続装置とのインターネットプロトコルレベルでの接続が完了した日の次の日をいいます。以下、「ルータ管理サービス利用開始日」といいます。）を起算日として1年間あるいはそれ以上の期間とします。

2 ルータ管理サービスの拡張オンサイト保守においては、満1年間をご利用単位とし、特に解除の申し出が

ない限り、1年ごとの自動更新により最低利用期間が次の1年間になるものとします。

第91条（ネットワーク接続装置の設置場所変更）

当社は、契約者から申し出があったときは、契約者のネットワーク内の契約者が指定する場所に設置した当社のネットワーク接続装置の設置場所変更を許可するものとします。

第92条（ネットワークセンタの変更等）

当社は、ネットワークセンタに設置したネットワーク接続装置について、その種類や設置場所を変更することがあります。

2 ネットワーク接続装置の種類や設置場所の変更により、契約者側に設置されるネットワーク接続装置の設定等の変更が必要になることがあります。

3 ネットワーク接続装置の設置場所の変更により、契約者の利用する加入者回線の変更または加入者回線の契約内容の変更が必要になることがあります。

4 第2項または第3項の場合は、契約者に対し相当な期間においてその旨を書面またはその他の方法で通知します。

5 第3項に定める加入者回線の変更または加入者回線の契約内容の変更については、契約者の負担により行われていただきます。

第93条（品質保証制度）

当社は、次の項目について、サービスの品質を保証するものとし、その保証基準は、別紙4（料金表）の「品質保証と計算方法」の項の定めによるものとし、契約者の申請の有無に関わらず、違背した次の月における月額料金（基本）から減額します。

- (1) 網内遅延時間
- (2) 故障回復時間
- (3) 故障通知時間
- (4) パケット損失率

2 前項の規定は、利用規約第38条（サービスの制限等）および利用規約第41条（利用停止）の規定に該当する事由がある場合または前項の保証に対する違背が当社の責に帰すべき事由によるものではない場合は適用しません。

第94条（当社設備の故障が生じた場合の措置）

契約者のネットワーク内に設置した当社のネットワーク接続装置について、故障が生じたときは、契約者は、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

2 前項の通知があったときは、当社の職員または当社が指定する者がその原因を調査および当該装置の修理または取替えを行うものとします。

3 第1項の故障が契約者の責に帰すべき事由により生じたときは、当該故障の調査および修理に要した費用を、契約者が負担するものとします。

4 第2項の調査の結果、当社のネットワーク接続装置に故障がないことが明らかとなったときは、契約者は、当該調査に関して要した費用を負担するものとします。

第95条（ネットワーク内のコンピュータ、接続装置類の管理）

契約者は、契約者のネットワーク内に接続するコンピュータ、接続装置類等を厳重に管理するものとし、これらの不正利用または他者からの不正利用または悪意のある利用の仕方により当社あるいは第三者に損害を与えることのないよう万全の配慮を講じるものとします。

第96条（DDoS対策サービス）

当社は、本サービスにおいて、契約者からの「DDoS対策サービス」の利用申し込みにより、DDoS対策サービスのオプション提供をいたします。DDoS対策サービスで提供する設備は、共用設備となりますので、他の契約者も利用します。

2 DDoS対策サービスは、契約者もしくは当社が指定するポリシー内容に基づいて設定を行い提供します。契約者もしくは当社の指定したポリシー内容によって、契約者のサーバ上で動作するサービスへの接続に不具合が発生した場合でも、当社は一切責任を負わないものとします。

3 DDoS対策サービスは、以下の事項を保証するものではありません。

- (1) 本サービスの設備に全く故障が発生しないこと。
- (2) すべての侵入、攻撃を検知すること。
- (3) 不正アクセスが全く発生しないこと。

4 DDoS対策サービス利用のための契約者の設計のコンサルティング、またはシステムインテグレーションは別途とします。

5 契約者は、DDoS 対策サービスで提供される監視結果に記載される情報が、完全であること、契約者の設備の安全性を保証するものではないことを承諾するものとします。監視結果を基に契約者が契約者の設備の改善や機器の購入等を行う場合においても、当社は一切の責任を負わないものとします。

6 契約者が、DDoS 対策サービスを利用中に、通信環境を変更しようとする場合には、事前に当社に対し連絡するものとします。また通信環境の変更によるサービスの中断、停止に当社は責任を負わないものとします。

7 DDoS 対策サービスは契約者を保護するために常に通信を監視するサービスであり、通信速度の低下等が発生する可能性があることを、契約者はあらかじめ了承するものとします。

マネージドルータサービス 個別規定

マネージドルータサービス・ファイアウォール管理サービスをご利用の契約者は、利用規約に加え次の個別規定が適用されるものとします。

第97条（貸与機器の引き渡し）

当社は、契約者が申込時に指定した場所（以下「納品場所」といいます。）に当社の指定する方法により、貸与機器を送付します。

2 貸与機器の引き渡しは、契約者が貸与機器を受領したことにより完了します。なお、貸与機器の引き渡しは、通信サービスの利用開始日より遅くなることがあることを契約者は承諾するものとします。

第98条（貸与機器の保証）

当社は、前条に定める引き渡し時において、貸与機器をその目的に従った利用をした場合、正常に機能することのみを保証します。正常に機能しない場合には、当社は、無償にて、貸与機器を修理又は交換します。

2 契約者が貸与機器の引き渡しを受けた日から7日以内に当社に対して不具合の通知をしなかった場合は、貸与機器は正常に機能するものとみなします。

第99条（貸与機器の工事）

貸与機器については、契約者の責任により契約者宅内の設置及び撤去等の工事を行います。なお、貸与機器の設置及び撤去等の工事をする場合は、当社の定める技術基準、作業手順に従って、これを行うものとします。

第100条（貸与機器の保守）

当社が利用契約等に貸与機器に対する修理または交換等の保守（以下、本個別規定において「本保守サービス」といいます。）が付帯していることを明示した場合、もしくは保守付きの貸与機器が故障した場合には、当該貸与機器の保守を行います。なお、契約者の故意または過失による破損、故障および保守が付帯していない貸与機器または付属品が故障したときの保守は、契約者の負担となります。また、保守により提供される代替品は、原則再生品となります。

2 契約者は、前項に定める貸与機器の保守を依頼する場合は、当社の定める方法により通知するものとします。当社は、当該通知を受けたときは、貸与機器の代替品を発送します。なお、契約者の負担による保守の場合、代替品の発送前に、負担額を契約者に通知します。

3 当社は、故障事由その他における虚偽申告の疑いがあるとき、利用契約に関わる債務の履行遅滞があるときは、それが解消されるまで保守の提供を停止することができるものとします。

4 当社は、貸与機器の製造者が提供する保守の提供期間が終了したとき、契約者に対して通知することにより、当該貸与機器に対する保守を終了することができるものとします。

第101条（貸与機器の滅失）

契約者は、貸与機器が滅失（紛失、盗難等を含む）したときは、直ちに当社に対しその旨を通知するとともに、当社指定の紛失届を提出するものとします。なお、この場合、当社は、契約者に対して、当社が別途指定する当該貸与機器の購入代金に相当する額を請求することができるものとします。

2 前項の規定に違反して貸与機器を毀損した場合には、当社または当社が指定するものが当該装置を復旧または修理するものとし、その費用は契約者が負担するものとします。また、復旧、修理が不可能である場合は当該貸与機器の購入代金を損害賠償として負担するものとします。

第102条（貸与機器の返却）

契約者は、本個別規定第100条（貸与機器の保守）第2項により代替品を受領したとき、または事由の如何を問わず利用契約が終了したときは、14日以内に対象機器を当社の指定する場所に送付して返却するものとします。なお、そのときの返却の送料は契約者負担とします。

2 前項で定める期限までに貸与機器が返却されない場合、当社は、契約者に対し、違約金として当社が別途指定する当該貸与機器の購入代金に相当する額を請求することができるものとします。

3 前2項に係わらず、当社は契約者に通知することにより貸与機器を契約者に譲渡することができるものとします。なお、この場合、当社は当該貸与機器について、品質の保証、トラブル、第三者からの苦情等、何ら責任を負わないものとします。

第103条（ソフトウェアの著作権等）

契約者に提供されるソフトウェア及びその他の各種情報（以下「提供ソフトウェア等」といいます。）については、その著作権、ノウハウ等の知的財産権のすべてを当社又は当社にこれらの情報の利用を許諾した第三者が所有します。

2 契約者は、提供ソフトウェア等を本サービス等の利用の目的にのみ使用することができ、これ以外の目的

での使用はできません。

第104条（ソフトウェア等の管理）

契約者は提供ソフトウェア等について、次の条件を守るものとします。

- (1) 契約者は、提供ソフトウェア等を第三者に対し貸与、譲渡、使用許諾その他の処分をしないこと
- (2) 提供ソフトウェア等を善良な管理者の注意をもって管理すること
- (3) 提供ソフトウェア等の利用に関し、本個別規定第103条（ソフトウェア等の著作権等）の規定を遵守すること

第105条（本保守サービス範囲外の有償作業）

次に掲げる事項は、本保守サービスには含まれないものとします。

- (1) 契約者の行ったファームウェアのアップグレード作業が失敗した際の復旧作業。
- (2) ファームウェアのアップグレードおよびそのインストール作業。
- (3) 設定変更に関する作業、および設定変更を行うための技術支援。
- (4) 契約者による移動時の落下、衝撃等、契約者の不適正な取扱いにより生じた故障、破損等。
- (5) 火災、塩害、ガス害、地震、落雷および風水害、その他天災地変または異常電圧等外部要因に起因する故障および損傷等。
- (6) 契約者の使用上の誤り、または不適正な改造、修理等による故障、破損等。
- (7) 正常な使用方法下における消耗部品の自然消耗、摩耗、劣化等。
- (8) 貸与機器に対して分解、改造等がなされた場合。
- (9) その他上記各号に類する事項。

第106条（契約者の協力義務）

契約者は、当社より本保守サービスの履行の提供を受けるにあたり、貸与機器を善良な管理者の注意をもって保管するとともに、次のことを遵守するものとします。

- (1) 貸与機器を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を接続しないこと、ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、利用基準に定められた内容に従い契約者の管理するコンピュータ、ネットワーク機器その他必要な設備（以下「契約者設備等」といいます。）の接続若しくは保守を行うとき又は当社が認めた場合はこの限りでありません。
 - (2) 当社が認めた場合を除き、貸与機器を改造又は改変し又は貸与機器に他の機械、付加物品等を取り付けないこと
 - (3) 貸与機器の取扱説明書その他により製造元等により指定された使用目的、使用方法に従って利用すること
 - (4) 貸与機器に直接又は間接的に接続する契約者設備等を適正に管理するものとし、不適正な利用により貸与機器に支障を与えないこと
- 2 当社が本保守サービスの履行に関し協力を求める事項。

第107条（サービスの提供地域および提供範囲）

本サービスの提供地域は、日本国内とします。

- 2 契約者は、理由の如何を問わず、本サービスを日本国外にて提供を受けることはできません。

第108条（権利の譲渡制限）

本契約に関わらず、主たる「InfoSphere IP シリーズ」接続サービス利用契約の譲渡を当社が承諾した場合には、本契約から生じる契約上の地位および当社に対して負っている一切の債務についても、主たる「InfoSphere IP シリーズ」接続サービスで当社が譲渡を承諾した譲受契約者が承継するものとします。

- 2 契約者は、本条に定めるほか、当社の承諾なく、本サービスの提供を受ける権利を、第三者に譲渡もしくは貸与、または本サービスを第三者に利用させることはできません。

第109条（サービスの終了）

当社は、本サービスを終了することがあります。

- 2 本サービスを終了するときは、終了する3ヵ月前までにその旨を通知あるいは告知します。
- 3 本サービスを廃止する場合には、契約者に対し、当社が別途定める方法でお知らせします。
- 4 本サービスの廃止により、契約者が何らかの損害を被った場合においても、当社は一切の責任を負いません。

第110条（通信機器の滅失・毀損）

契約者が通信機器を紛失（盗難による場合を含む）、破損、滅失した場合、契約者は当社に対し直ちにその旨を通知し、その原因を問わず直ぐに代替通信機器の購入代金相当額もしくは通信機器の修理代金相当額を当

社に支払うものとします。

第111条（技術的事項）

当社が設置する貸与機器と契約者の設置する構内ネットワークはイーサネットに接続されるものとし、責任分界点は貸与機器とイーサネットとの接続点とします。

ただし、契約者が設置するネットワーク接続装置を介して当社が設置する貸与機器に接続する場合は、契約者が設置するネットワーク接続装置の正常性が確認されたときのみ前項を準用するものとします。

2 当社は、当社が設置する貸与機器が正常に動作していることを確認するため、ネットワークを経由して Ping コマンドを実施します。

IPoE インターネットサービス 個別規定

IPoE インターネットサービスをご利用の契約者は、利用規約に加え次の個別規定が適用されるものとします。

第112条（本個別規定の適用）

IPoE インターネットサービス個別規定（以下「本個別規定」といいます。）は、基本サービスとして IPoE インターネットサービスが提供される利用契約に対して利用規約に加え適用されます。

第113条（契約者情報の登録）

IPoE インターネットサービスの利用には、利用規約第 14 条に定める契約者情報の登録が必要であり、当社は、契約者 ID として、コントロールパネルアカウント（ログイン ID 及びパスワード）を付与します。

第114条（利用 IP アドレス）

固定 IP コースにおいて、割り当てされる IP アドレスは CIDR（Classless Inter-Domain Routing）ブロックの一部から指定する IP アドレスとなります。

第115条（CPE 貸与基準）

「専用 CPE 付き」のコースにおいては、当社は 1 つの基本サービスにつき 1 台の CPE を貸与します。

- 2 当社が貸与する CPE の機種は当社が別途定めます。
- 3 当社から貸与した CPE は、加入者設備等として取り扱うものとします。

第116条（端末設備の返還等）

「専用 CPE 付き」のコースにおいては、なんらかの事由により利用契約が終了したときは、その端末設備の利用契約を締結していた者は、端末設備を原状に復したうえで、当社が指定する期限までに当社が指定する場所に送付することにより当社へ返還するものとします。

- 2 前項で定める期限までに端末設備が返還されない場合、当社は、その端末設備の利用契約を締結していた者に対し、違約金として当社が別途指定する当該端末設備の購入代金に相当する額を請求することができます。

第117条（CPE の引渡し）

「専用 CPE 付き」のコースにおいては、当社は契約者に対し、CPE を契約者が指定した送付先に当社指定の手段にて届けるものとします。送付先にて CPE が受領されたことにより引き渡し完了したものとみなします。

第118条（保証）

「専用 CPE 付き」のコースにおいては、当社は引渡し時において CPE をその目的に従った利用をした場合、正常に機能することのみを保証します。

- 2 前項の場合、契約者が IPoE インターネットサービス以外に接続して CPE を利用したことにより起因して発生した不具合については、その予見可能性の有無を問わず当社はその責を負わないものとします。
- 3 契約者が CPE の引渡を受けた日から 3 日以内に当社に対して不具合の通知をしなかった場合は、CPE は正常に機能するものとみなします。

第119条（保守）

「専用 CPE 付き」のコースにおいては、当社は契約期間内において、CPE 本来の目的に従った使用をしていたのにもかかわらず、契約者の責任ではない故障が発生した場合に限り、当社の負担で修理もしくは交換を行います。

- 2 契約者の責任により CPE が故障した場合、その修理もしくは交換の費用および設置に関する費用については、契約者の負担とし、契約者は指定された代金を当社に支払うこととします。
- 3 第 1 項にもとづく修理／交換作業については別途当社が定める方法にて行うこととします。

第120条（CPE の使用・保管）

「専用 CPE 付き」のコースにおいて、契約者は、CPE を善良なる管理者の注意をもって、保管・使用するものとします。

第121条（CPE に関する禁止行為）

「専用 CPE 付き」のコースにおいて、契約者は、次の各号の行為を行ってはならないものとします。

- (1) CPE を当社の承諾なく移動し、取りはずし、若しくは損壊し、または CPE にその他の導体を連結しないこと。
- (2) CPE を日本国外に持ち出すこと。

- (3) CPE を譲渡または担保に供すること。
 - (4) CPE を転貸または売却して第三者に利用させること。
 - (5) CPE を分解、解析、改造、改変などして、引渡時の原状を変更すること。
 - (6) 有償、無償を問わず、CPE に付属するプログラムの全部または一部の第三者への譲渡、使用権の設定、その他第三者に使用させること。
 - (7) CPE に付属するプログラムの全部または一部を複製、改変、その他通信端末のソフトウェアに関する著作権その他の知的財産権を侵害する行為。
- 2 前項に定める禁止行為に違反その他契約者の責任で CPE を亡失または毀損した場合には、当社の職員または当社が指定するものが当該装置を復旧または修理するものとし、その費用は契約者が負担するものとします。また、復旧、修理が不可能である場合は当該装置の購入代価を損害賠償として当社に支払うものとします。
- 3 契約者が第 1 項で規定する禁止行為に該当する行為を行っているとして当社で判断した場合、当社は、利用規約第 41 条（利用停止）に定める措置を行うほか、契約者の違反行為に対する苦情対応に要した稼働等の費用、および当社が契約者の違反行為により被る損害費用等を契約者に請求することができるものとします。

第122条（保守範囲外の有償作業）

「専用 CPE 付き」のコースにおいて、次に掲げる事項は本個別規定第 119 条（保守）の修理・交換作業には含まれないものとします。

- (1) 契約者の行ったファームウェアのアップグレード作業が失敗した際の復旧作業。
- (2) 本サービスを提供する上で必要のない、ファームウェアのアップグレードおよびそのインストール作業。
- (3) 設定変更、設置場所変更に関する作業、およびそのための技術支援。
- (4) 契約者による移動時の落下、衝撃等、契約者の不適正な取扱いにより生じた故障、破損等。
- (5) 火災、塩害、ガス害、地震、落雷および風水害、その他天災地変または異常電圧等外部要因に起因する故障および損傷等。
- (6) 契約者の使用上の誤り、または不適正な改造、修理等による故障、破損等。
- (7) 契約者が対象 CPE に対して分解、改造等が成された場合。
- (8) その他上記各号に類する事項。

第123条（契約者の協力義務）

「専用 CPE 付き」のコースにおいて、契約者は、当社より CPE の提供を受けるにあたり、次の事項について全面的に協力をなすものとします。

- (1) CPE の製造者によって定められた温度、湿度、電源等の環境基準を保持すること。
- (2) 取り扱い説明書に規定された事項にしたがった操作、運用を行い、CPE を正常な状態に保持すること。
- (3) ファームウェアのアップグレード作業や設定ファイルの復旧など、失敗時に対象製品の正常な動作を困難にする作業を行わないこと。
- (4) その他、当社が本サービスの履行に関し協力を求める事項。

第124条（老朽化機器の取扱い）

「専用 CPE 付き」のコースにおいて、CPE が老朽化し正常な運転の維持が不可能であると当社が判断した場合、当社は CPE を交換できるものとします。その場合の交換費用は契約者の負担とします。

第125条（損害賠償請求）

「専用 CPE 付き」のコースにおいて、本個別規定第 76 条（CPE の使用・保管）、第 77 条（CPE に関する禁止行為）に違反したことにより、当社が損害を被った場合、当社は契約者に対し、利用契約を解約せずに損害賠償の請求をすることができるものとします。

第126条（CPE の滅失・毀損）

「専用 CPE 付き」のコースにおいて、契約者が CPE を紛失（盗難による場合を含む）、破損、滅失した場合、契約者は当社に対し直ちにその旨を通知し、その原因を問わず直ぐに修理代金相当額または代替品の購入代金相当額を当社に支払うものとします。

第127条（CPE の返還）

「専用 CPE 付き」のコースにおいて、利用規約第 29 条（契約者が行う利用契約の解除）その他の事由により、利用契約が終了した場合、契約者は、当社の指示に従い当社の指定する期間内に、CPE を返還するものとします。ただし、当社は契約者に通知して CPE を譲渡することができるものとし、契約者はこれを承諾するものとします。なお、この場合、当社は譲渡した CPE について、品質の保証、トラブル、第三者からの苦情等、何ら責任を負わないものとします。

2 前項の期間内に、契約者が CPE を当社に返還しない場合、当社は契約者に対して、違約金を請求することができるものとします。なお、違約金は別途、算定した金額とします。

第 128 条 (光回線サービスの廃止に伴う IPoE インターネットサービスの解除)

IPoE インターネットサービスで利用する、NTT 東日本および NTT 西日本が提供する「フレッツ光ネクスト」サービス、「フレッツ光クロス」サービス、および光コラボレーション事業者各社が提供する回線サービス（以下、総称して「光回線サービス」といいます）に関する契約が解除、解約または終了したときは、当社は IPoE インターネットサービスに関する利用契約を解除することができるものとします。この場合、契約者に不利益が生じても当社は何らの責を負わないものとします。

2 前項に基づく IPoE インターネットサービスに関する利用契約の解除日は、契約者が当社に通知した解除希望日、もしくは当社が VNE 事業者を通じて光回線サービスに関する契約の解除、解約または終了を知得した日のいずれか早い日とします。ただし、契約者が当社に通知する IPoE インターネットサービスに関する利用契約の解除希望日が必ず解除日となることを当社は確約するものではありません。

附則 (実施期日)

この改正規定は、2024 年 12 月 19 日から実施します。

この改正規定は、2025 年 5 月 15 日から実施します。

この改正規定は、2025 年 9 月 4 日から実施します。

この改正規定は、2025 年 11 月 18 日から実施します。

この改正規定は、2025 年 12 月 11 日から実施します。

この改正規定は、2026 年 4 月 1 日から実施します。